

第4次千葉市食育推進計画

令和6（2024）～令和9（2027）年度

令和6（2024）年3月

千葉市

はじめに

目 次

第1章	計画の策定にあたって.....	1
1	計画策定の経緯	3
2	第3次千葉市食育推進計画の評価	5
3	第4次千葉市食育推進計画の概要	8
第2章	「食」をめぐる現状と課題	11
1	市の概況	13
2	市の食育の現状	14
第3章	食育推進の方向性.....	26
1	基本理念	27
2	基本目標	27
3	推進キャッチフレーズ	28
4	施策の体系	29
5	数値目標一覧	30
第4章	食育施策の展開	32
1	家庭・地域・職域における食育の推進	33
2	保育所、認定こども園、幼稚園、学校等における 食育の推進	41
3	持続可能な社会の形成に向けた食育の推進	48
4	食の安全・安心等に関する情報の提供	55
5	食育推進運動の展開と連携・協力体制の確立	57
第5章	ライフステージに応じた食育の推進	61
1	各世代の特徴と生涯を通じた食育の取組み	63
第6章	計画の推進にあたって.....	65
1	推進体制	67
2	計画の進行管理と見直し	67
資料編		69
1	千葉市健康づくり推進協議会 食育推進部会	71
2	食育基本法の概要	72

3	第4次食育推進基本計画の概要	74
4	用語説明	76
5	数値目標出典一覧	80
6	千葉県健康づくり推進協議会設置条例	82

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の経緯

(1) 国の動向

わが国では、近年、社会経済構造等が大きく変化していく中であって、国民のライフスタイルや価値観・ニーズが高度化・多様化し、これに伴い食生活やこれを取り巻く環境が急激に変わったことで、国民の食に対する意識、食への感謝の念や理解等が希薄になり、健全な食生活が失われつつありました。

そこで国は、食育の基本理念と方向性を明らかにするとともに、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、これまで以上にその実効性を確保していくことを目指して、平成17（2005）年7月に食育基本法を施行し、食育を推進してきました。

そのような中、少子高齢化や人口減少が進行する現在のわが国においては、健康寿命の延伸や生活習慣病の予防が国民的課題となっており、栄養バランスに配慮した食生活がこれまで以上に重要であるとともに、大量の食品が食べられないまま廃棄される食品ロスや地球規模の気候変動の影響による環境問題、新型コロナウイルス感染症の流行による国民の行動・意識・価値観の変化など新たな課題に直面しています。

さらに、国際的な観点から見ると、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、17の目標と169のターゲットから成る「SDGs（持続可能な開発目標）」を掲げ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。SDGsの目標には、「目標2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」、「目標4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」、「目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する」などの食育と関係が深い目標があり、食育の推進はこれらの目標達成に寄与するものとなります。

このような情勢を踏まえ、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、令和3（2021）年度に、「第4次食育推進基本計画」が策定されました。

◆第4次食育推進基本計画の重点事項◆

- 1 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
- 2 持続可能な食を支える食育の推進
- 3 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

第4次食育推進基本計画の概要については 74 ページ参照

持続可能な開発目標（SDGs）



（２）これまでの千葉市の食育推進

本市では、食育基本法第１８条第１項に基づく市町村食育推進計画として、千葉市食育推進計画（以下、「第１次計画」とする。）＜計画期間：平成２１

（２００９）年度～２５（２０１３）年度＞、第２次千葉市食育推進計画＜計画期間：平成２６（２０１４）年度～３０（２０１８）年度＞及び第３次千葉市食育推進計画（以下、「第３次計画」とする。）＜計画期間：平成３１（２０１９）年度～令和５（２０２３）年度＞を策定し、市民一人ひとりが「食」を大切にし、正しい知識と選ぶ力を身につけ、健全な食生活を実践することで、「こころ」と「からだ」の健康と豊かな人間性を育むことを目的に、関係機関・団体等と連携・協働のもと食育を推進してきました。

2 第3次千葉市食育推進計画の評価

(1) 第3次計画の概要

計画期間

平成31(2019)年度～令和5(2023)年度

基本理念

子どもから大人まで、市民一人ひとりが「食」を大切にし、正しい知識と選ぶ力を身につけ、健全な食生活を実践することで、「こころ」と「からだ」の健康と豊かな人間性を育む。

基本目標

- 1 健康寿命の延伸につながる食育
- 2 生産から食卓までつながる食育
- 3 地域や関係者がつながる食育

食育施策の展開

- (1) 家庭・地域における食育の推進
- (2) 保育所、認定こども園、幼稚園、学校等における食育の推進
- (3) 地産地消の推進・環境にやさしい食育の推進
- (4) 食の安全・安心に関する情報の提供
- (5) 食育推進運動の展開と連携・協力体制の確立

(2) 指標の達成状況

第3次計画の数値目標(13項目 33指標)の達成状況は以下のとおりです。

【評価】 ◎：現状値が目標を達成している指標 3指標

○：現状値が目標に向かって改善している指標 2指標

△：現状値が変化していない指標 21指標

×：現状値が改善しなかった指標 7指標

	項 目	対 象	策定時	現状値	目標値	評価
1	食育に関心のある市民の割合の増加	20歳以上の市民	64.7%	60.2%	90%以上	△
2	共食の増加 (食事を1人で食べる子どもの割合の減少)	保育所(3歳以上児)	6.3%	7.0%	減少	△
		幼稚園(3～5歳児)	3.6%	7.2%		×
		小学5年生	26.5%	26.4%		△
		中学2年生	48.2%	46.2%		△
		保育所(3歳以上児)	0.5%	0.9%	減少	△
		幼稚園(3～5歳児)	0.0%	0.5%		×
		小学5年生	4.7%	4.5%		△
		中学2年生	11.7%	10.7%		△
3	朝食を欠食する市民の割合の減少	保育所(1～2歳児)	1.2%	0.8%	0%	△
		保育所(3歳以上児)	1.0%	0.9%		△
		幼稚園(3～5歳児)	0.6%	1.1%		△
		小学3年生	2.8%	3.3%	0%	△
		小学5年生	2.7%	4.0%		×
		中学2年生	3.3%	5.9%		×
		15～19歳男子	9.1%	7.6%	2%以下	△
		15～19歳女子	3.5%	5.5%		△
		20歳代、30歳代の市民	13.4%	13.4%	減少	△
4	肥満者の割合の減少	小学5年生男子	4.4%	6.7%	減少	×
		小学5年生女子	3.2%	3.6%		×
		20～60歳代男性	27.2%	32.6%	20%以下	△
		40～60歳代女性	18.2%	17.6%	13%以下	△
5	やせている人の割合の減少	20歳代女性	18.8%	10.3%	20%以下	◎

	項 目	対 象	策定時	現状値	目標値	評価
6	生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩に気をつけた食生活を実施している人の割合の増加	20歳以上の市民	76.5%	84.1%	増加	◎
7	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の人の割合の増加	20歳以上の市民	57.7%	56.2%	80%以上	△
		20～30歳代の市民	35.9%	33.1%	55%以上	△
8	野菜摂取量の増加（1日あたり）	15歳以上の市民	275g	277g	350g以上	△
9	よく噛んで味わうように心がけている人の割合の増加	20歳以上の市民	61.9%	61.3%	65%以上	△
10	千葉市食生活改善推進員の増加	-	290人	300人	330人	△
11	学校給食における地場農産物を使用する割合の増加（品目ベース）	小学校	25.2%	37.8%	30%以上	◎
		中学校	17.4%	22.6%		○
12	地産地消推進店登録店数の増加	-	40件	47件	60件	○
13	販売機会支援実施日数(フェア・朝市・ふれあい市)の増加	-	85日	52日	120日	×

〔評価方法〕

記号	説明	有意差検定を行う指標(※1)	有意差検定を行わない指標(※2)
◎	現状値が目標を達成している指標	目標に達した	
○	現状値が目標に向かって改善している指標	統計的に有意に改善	5%以上の改善(※3)
△	現状値が変化していない指標	統計的に有意な差がない	5%未満の変化(※3)
×	現状値が改善しなかった指標	統計的に有意に悪化	5%以上の悪化(※3)

※1「有意」とは「数値の差が偶然によるものとは考えにくく、統計的に意味があること」を示します

※2 全数調査など、標準誤差が計算できない調査による指標

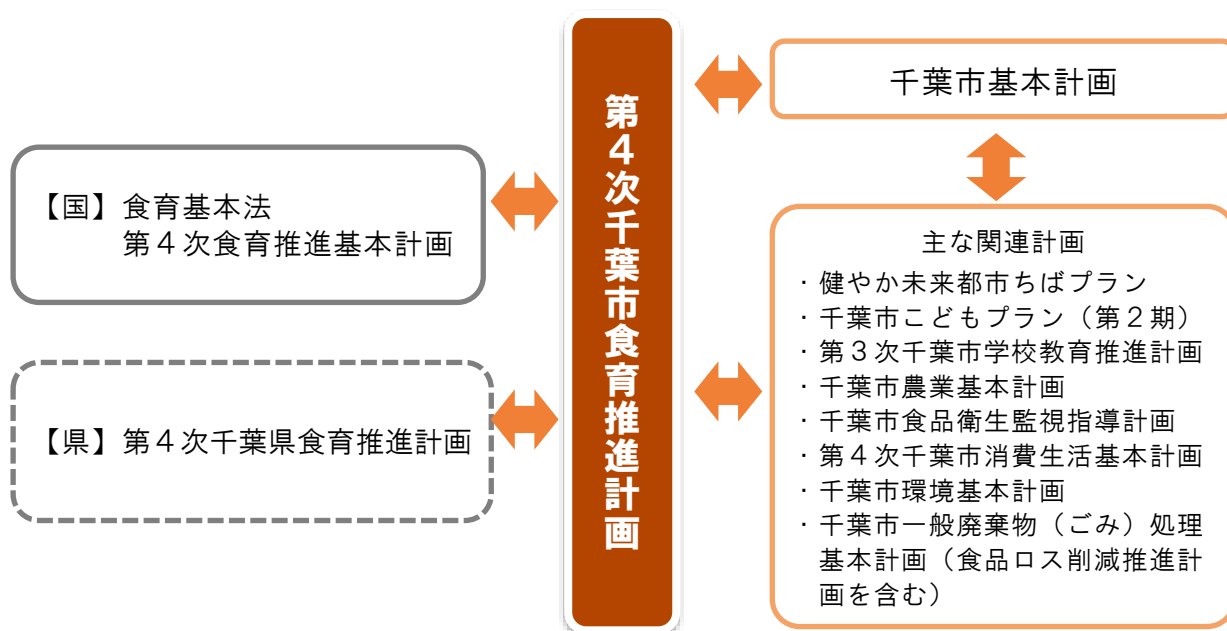
※3 有意差検定を行わない場合は、ベースラインと最終値を比較し、5%以上の変化があったか否かで判定

3 第4次千葉市食育推進計画の概要

(1) 位置づけ

第4次千葉市食育推進計画（以下、「本計画」とする。）は、食育基本法第18条第1項に規定する市町村食育推進計画です。

策定にあたっては、本市の健康増進計画である「健やか未来都市ちばプラン」などの関連計画との整合性を図り、また、国の「第4次食育推進基本計画」と、県の「第4次千葉県食育推進計画」の基本的な考えを踏まえた上で、本市の地域特性や実情を反映させました。



食育基本法：食育を国民運動として推進するため、食育の基本理念と方向性を明らかにし、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成17（2005）年6月に成立、同年7月15日に施行されました。

第4次食育推進基本計画：食育基本法に基づき策定された、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までのおおむね5年間の計画です。食育についての施策を総合的かつ計画的に推進し、食育を国民運動として展開するための基本的な方針、具体的な目標値が盛り込まれています。

第4次千葉県食育推進計画（ちばの恵みで まんてん笑顔）

食育基本法に基づく都道府県食育推進計画で、令和4（2022）年度からの5年間の計画です。

第3次計画の基本目標「『ちばの恵み』を取り入れたバランスのよい食生活の実践による生涯健康で心豊かな人づくり」を継承し、県民一人一人が生涯にわたって体と心の健康を保ち、生きる力を身に付けること、また、自然の恵みに感謝し、食べ物や地域の食文化を大切にすることをもち、ふるさとちばへの誇りを持った豊かな人間性を育むことを目指します。

(2) 本計画の方向性

本市の食を取り巻く現状から見えてきた課題等を踏まえ、市民一人ひとりが食の大切さを考え、健康で心豊かな生活が送れるよう、市民や行政、関係機関・団体等が連携して取り組むための行動計画として本計画を策定します。

基本理念

子どもから大人まで、市民一人ひとりが「食」を大切にし、正しい知識と選ぶ力を身につけ、健全な食生活を実践することで、「こころ」と「からだ」の健康と豊かな人間性を育む。

3つの基本目標

基本目標 1

健康につながる
食育の推進

基本目標 2

未来につながる
食育の推進

基本目標 3

地域や関係者が
つながる食育の推進

5つの施策展開

1

家庭・地域・職域に
おける食育の推進



2

保育所、認定こども
園、幼稚園、学校等
における食育の推進



3

持続可能な社会の
形成に向けた食育
の推進



4

食の安全・安心等に
関する情報の提供



5

食育推進運動の展開と
連携・協力体制の確立



本計画の期間は、国の計画を早期に反映するため、令和6（2024）年度から令和9（2027）年度までの4年間とします。

年 度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
千葉市（食育推進計画）	3次計画			4次計画			
国（食育推進基本計画）	4次計画						
千葉県（食育推進計画）		4次計画					

第2章 「食」をめぐる現状と課題

1 市の概況

(1) 市の人口及び世帯数と世帯当たりの人員

本市の総人口は、令和5（2023）年9月末現在で約97万8千人（住民基本台帳人口）となっており、年少人口比率は減少し、高齢者人口比率は増加しています。さらに、75歳以上の後期高齢者の増加も見込まれています。

また、本市の世帯数は、増加している一方、世帯当たりの人員は減少しており、単身世帯の増加が進んでいるとみられます。

図1 年齢3区分別人口の推移

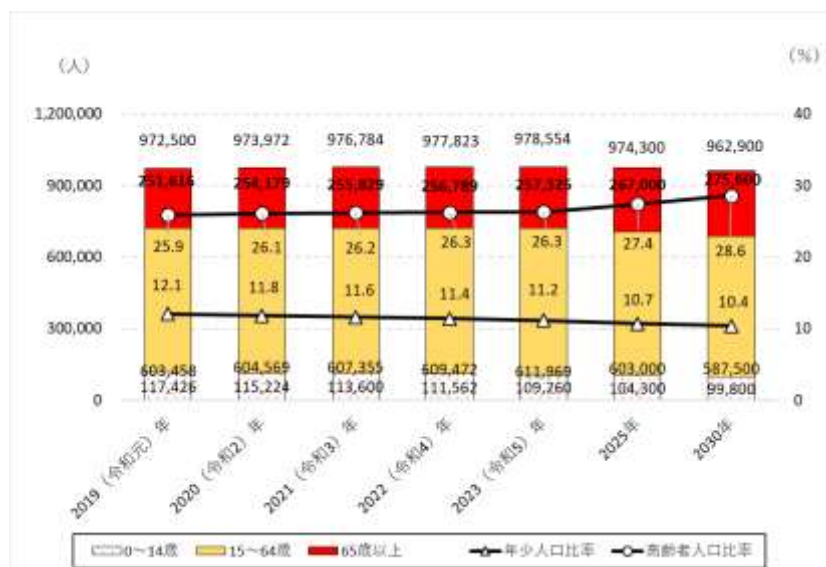
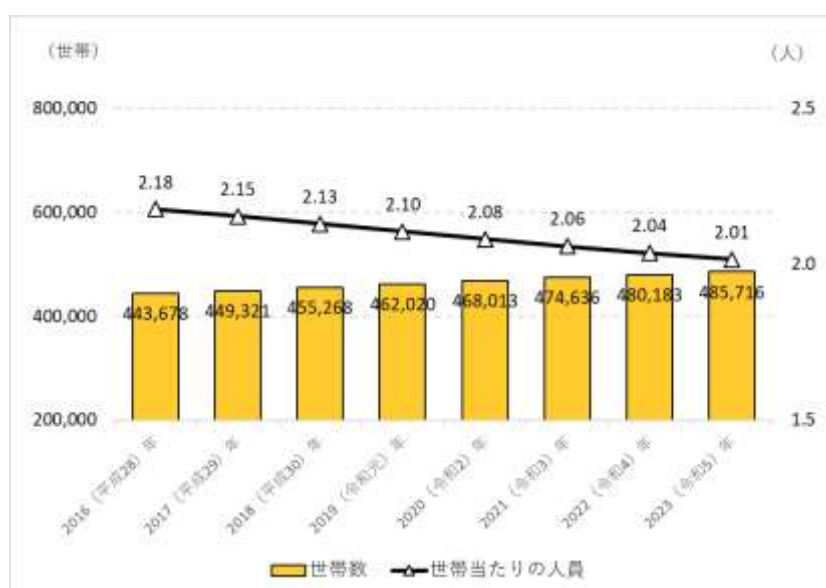


図2 世帯数及び世帯当たり人員の推移



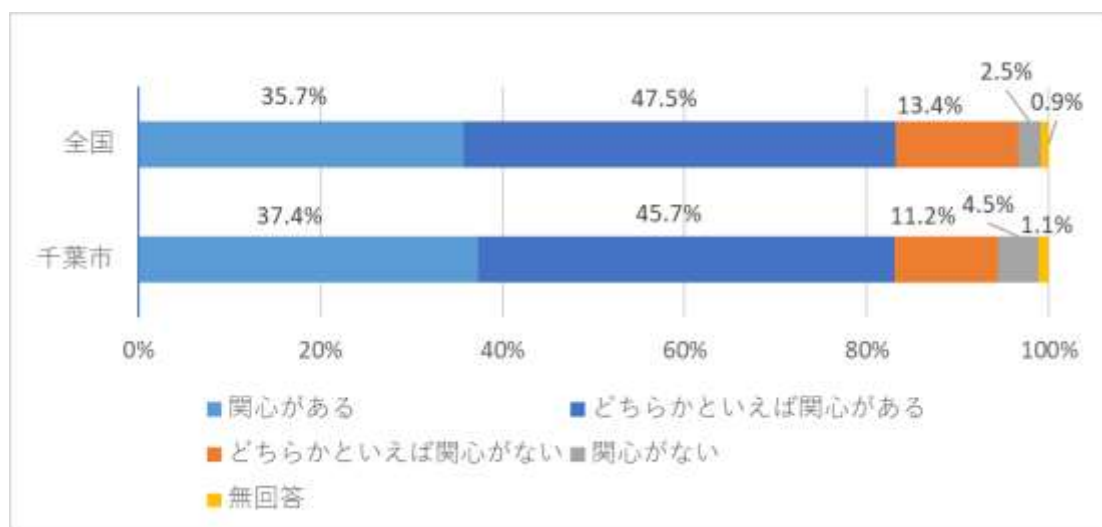
資料：実績値＝住民基本台帳（各年9月末時点）
推計値＝千葉市基本計画

2 市の食育の現状

(1) 食育への関心度について

食育に関心のある人（関心がある、どちらかといえば関心があると回答）の割合は、83.1%で、全国 83.2%と同等でした。一人ひとりが食に関心を持ち、実践することが大切です。今後も市民の関心を高めるため、イベント等において、家族や仲間と楽しく学べる機会を提供するほか、関係機関等との連携のもと、広報啓発活動を充実させる取組みが必要です。

図3 食育への関心度



資料：【千葉市】食育に関するアンケート調査（令和4年度）

【全国】食育に関する意識調査（令和2年度）

※食育に関心のある人の割合について、令和3年度調査では、61.4%でしたが、令和4年度に国と同様に食育の定義を示して調査したところ、83.1%でした。

※「食育」とは・・・心身の健康の増進と豊かな人間形成のために、食に関する知識や食を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。その中には、規則正しい食生活や栄養バランスのとれた食事などを実践したり、食を通じたコミュニケーションやマナー、あいさつなどの食に関する基礎を身に付けたり、自然の恵みへの感謝や伝統的な食文化などへの理解を深めたりすることが含まれます。

（２）朝食欠食の状況について

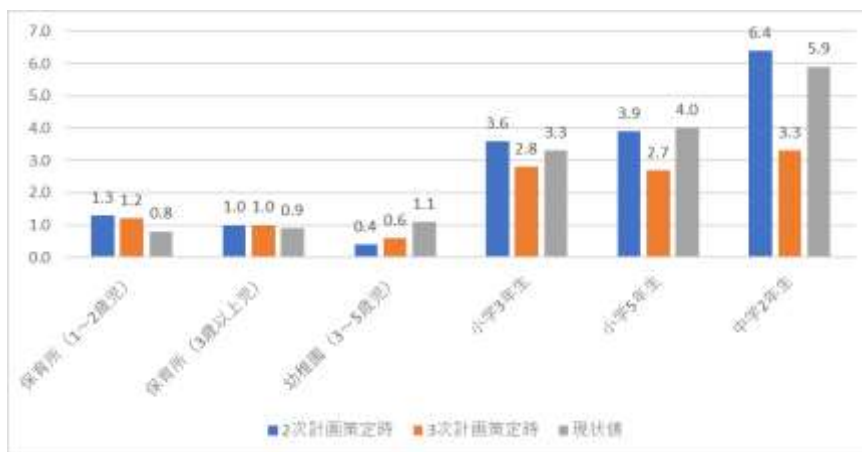
朝食を欠食する子どもの割合は、第3次計画策定時（以下、「策定時」とする。）では、保育所（3歳以上児）、幼稚園（3～5歳児）を除き、減少傾向でしたが、現状値では小学校5年生と中学生で増加しました。

20～30歳代の若い世代の朝食欠食については、全国より低い割合ですが、策定時から変化はありませんでした。

朝食は、栄養バランスに配慮した食生活や、規則正しい生活習慣の基礎となることから、欠かさずに摂取することが大切ですが、啓発にあたっては、様々な理由から朝食摂取が困難な子どももいるため、配慮が必要です。

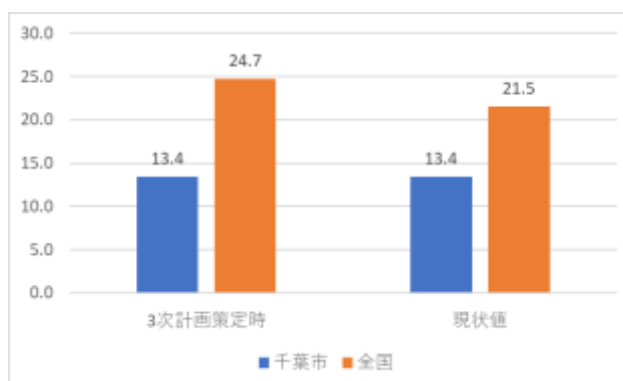
今後も朝食の重要性を理解し、多様なライフスタイルを考慮した朝食摂取に向けた取り組みが必要です。

図4 子どもの朝食欠食の割合（％）



資料：【保育所】千葉市保育所幼児の生活習慣・食生活調査（平成25年度）
朝食及び共食状況調査（平成29年度・令和4年度）
【幼稚園】幼児の食生活等に関するアンケート調査（平成23年度）
食に関する実態調査（平成29年度）、食育に関するアンケート調査（令和4年度）
【小中学校】児童生徒意識調査（平成24年度）、学校給食に関する調査（平成29年度・令和4年度）

図5 20～30歳代の朝食欠食の割合（％）



資料：【千葉市】千葉市の健康づくり（生活習慣等）に関するアンケート調査（平成28年度、令和3年度）
【全国】食育に関する意識調査（平成27年度、令和2年度）

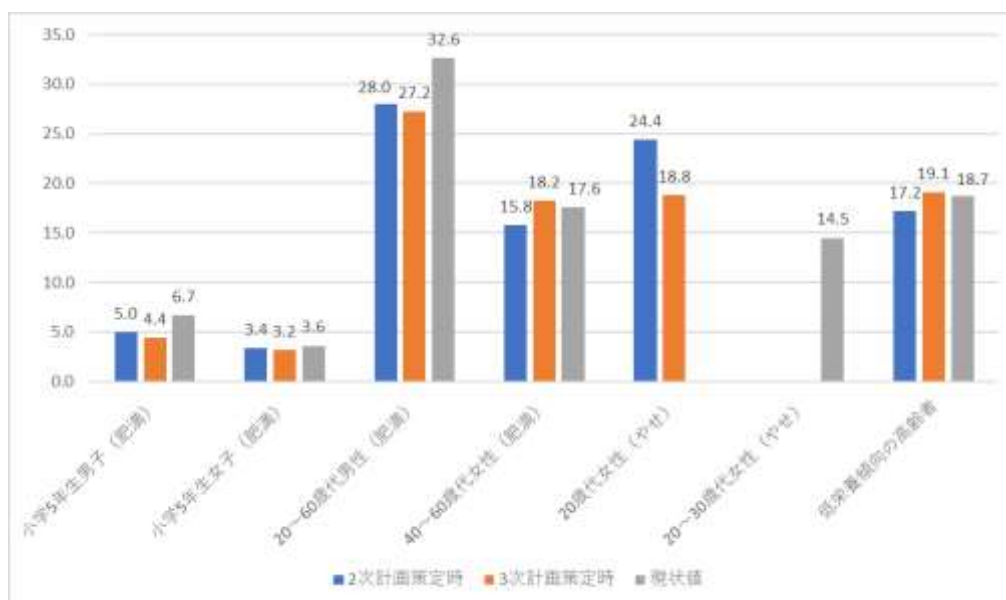
（３）肥満とやせの状況について

肥満の割合は、小学５年生の男女ともに増加、２０～６０歳代男性、４０～６０歳代女性では変化はなく、肥満の減少には至っていません。

若い女性のやせの割合は減少しましたが、１割を超えている状況です。また、低栄養傾向の高齢者の割合も後期高齢者が増加する中、増加を抑えられているともみられますが、全国平均値１６．８％（健康日本２１（第２次）最終評価報告書）に比べ高いことから、さらなる抑制が必要となります。

体重は生活習慣病や健康状態との関連が強く、適正体重を維持することは、健康な心身や運動能力を保ち、健康寿命の延伸につながることから、今後も適正体重の維持を心がけるための取組みが必要です。

図６ 肥満・やせの割合（％）



資料：【小学生】定期健康診断（平成２４年度、２８年度、令和３年度）

【２０～６０歳代】千葉市の健康づくり（食習慣）に関するアンケート調査（平成２３年度、２８年度、令和３年度）

【高齢者】千葉市国民健康保健特定健康診査・後期高齢者健康診査実績（平成２３年度、平成２９年度、令和２年度）

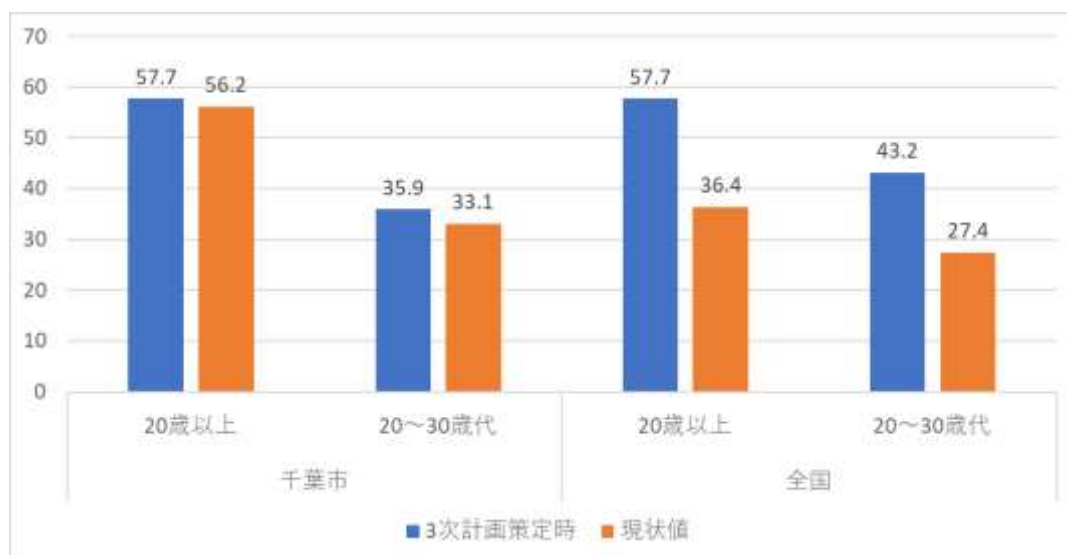
(4) 健康的な食生活の実践状況について

食事全体における栄養バランスを表している「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事（1日2回以上の日がほとんど毎日）」を実践している人の割合は、全国は減少していますが、本市は策定時より変化は見られませんでした。また、若い世代での割合は依然低い状況です。副菜として主に食す野菜の摂取量は、70歳代女性を除いて目標量(※)である350gより不足しています。

一方、食塩摂取量は、どの年代も目標量(※)（男性7.5g/日未満、女性6.5g/日未満）を超えています。減塩に気をつけた食生活を実施している人の割合は63.9%と半数以上であり、この割合を増加させるとともに、実際の摂取量の減少に向けて食環境を含めた減塩対策が必要です。

(※日本人の食事摂取基準 2020年版における目標値)

図7 主食・主菜・副菜をそろえて食べている市民の割合（％）



資料：【千葉市】千葉市の健康づくり（生活習慣）に関するアンケート調査（令和3年度）
【全国】食育に関する意識調査（令和2年度）

図8 野菜の摂取量（1日あたり）



図9 食塩の摂取量（1日あたり）

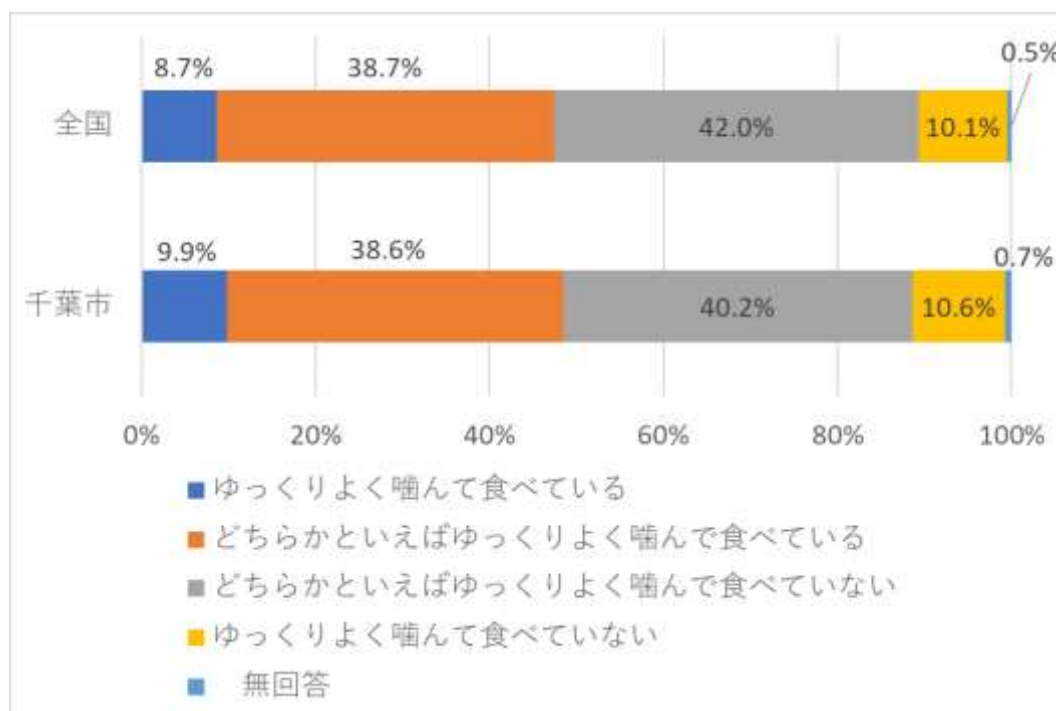


資料：千葉市の健康づくり（食習慣）に関するアンケート調査（平成28年度、令和3年度）

ゆっくりよく噛んで食べることを意識している人（「ゆっくりよく噛んで食べている」＋「どちらかといえばゆっくりよく噛んで食べている」）の割合は、48.5%となっており、全国とほぼ同等です。

生涯、自分の歯で食事をおいしく味わい、いつまでも「何でも食べられる」状態を維持するために、口腔内の清掃や口腔機能の維持・向上の必要性を知り、よく噛んで食べる食生活や自分に合ったお口のお手入れ方法を身につけ、実践することを促す取組みが重要です。

図 10 ゆっくりよく噛んで食べている人の割合



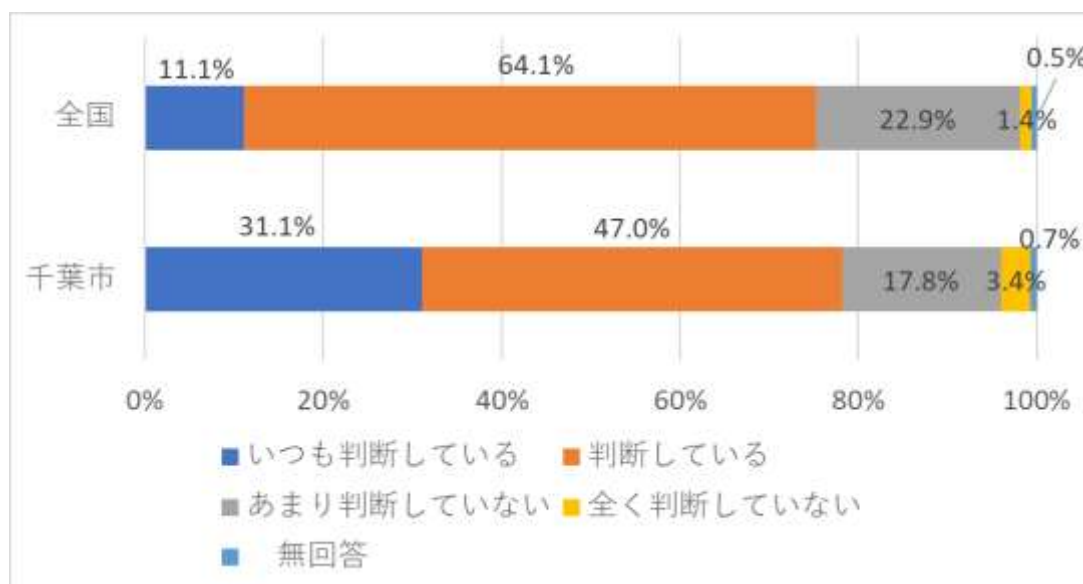
資料：【千葉市】食育に関するアンケート調査（令和４年度）
【全国】食育に関する意識調査（令和２年度）

（５）食品の安心・安全等の意識について

「安全な食生活を送ることについて、どの程度判断しているか」について、アンケートの結果では、判断している割合は78.1%（いつも判断している31.1%＋判断している47.0%）であり、全国（75.2%）と同等でしたが、そのうち、いつも判断している割合は、全国と比べて高い状況でした。一方、全く判断していない割合は、全国が1.4%であるのに対し、本市は倍以上の3.4%と高い状況でした。

安全な食生活を送るためには、食品の選び方や調理保管方法等の正しい知識を持ち、行動することが重要であることから、今後も食の安全や安心等に関する情報を正確に迅速に提供していく必要があります。

図 11 食品の安全性に対する判断



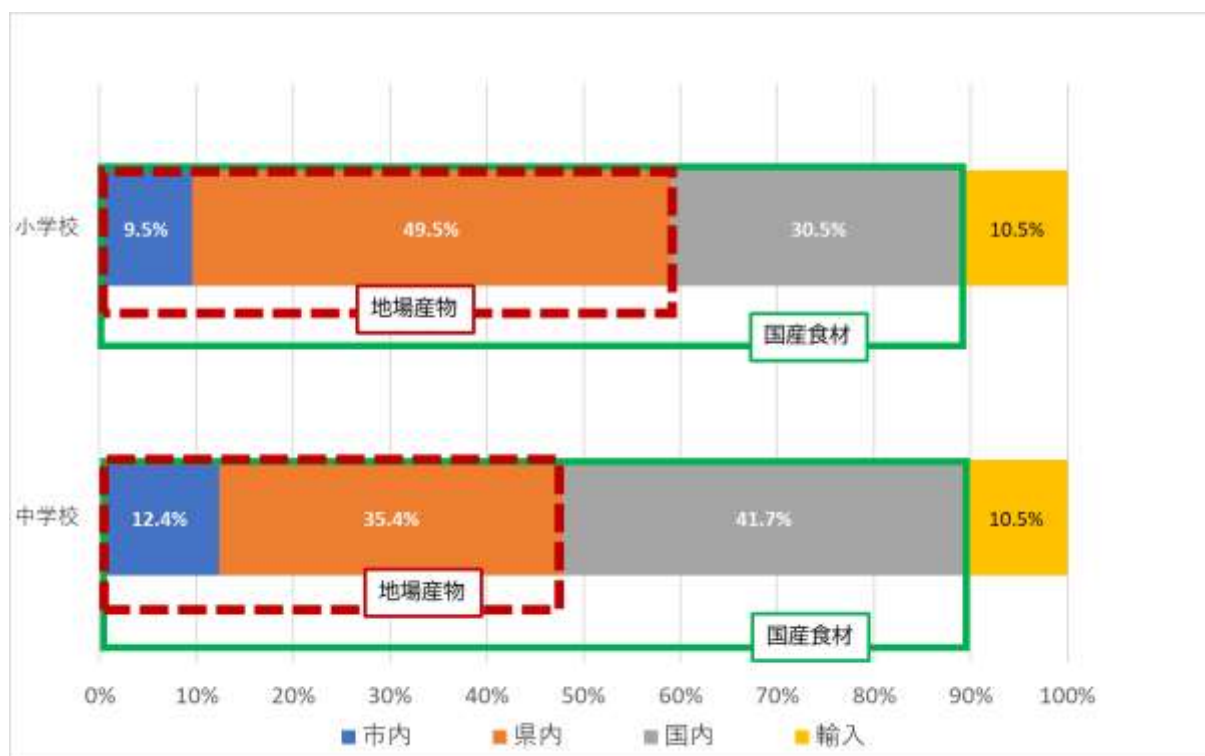
資料：【千葉市】食育に関するアンケート調査（令和4年度）
 【全国】食育に関する意識調査（令和2年度）

（６）地産地消の取組み状況について

学校給食における地場産物の使用割合を金額ベースでみると、本市の小学校は59.0%、中学校は47.8%となっています。全国の学校給食では56.5%であり、小学校においては全国よりも高くなっています。

これまでも本市では、主食の米や牛乳は全て市内産または県内産を使用するほか、地場産物の積極的活用を図ってきましたが、学校給食の食材料として使用可能な量を確保できる野菜や果物などの種類は限られている状況です。そこで、関係機関や生産者との連携をさらに深め、学校給食に使用する地場産物を増やす取組みが必要です。

図 12 学校給食における地場産物、国産食材を使用している割合（金額ベース）

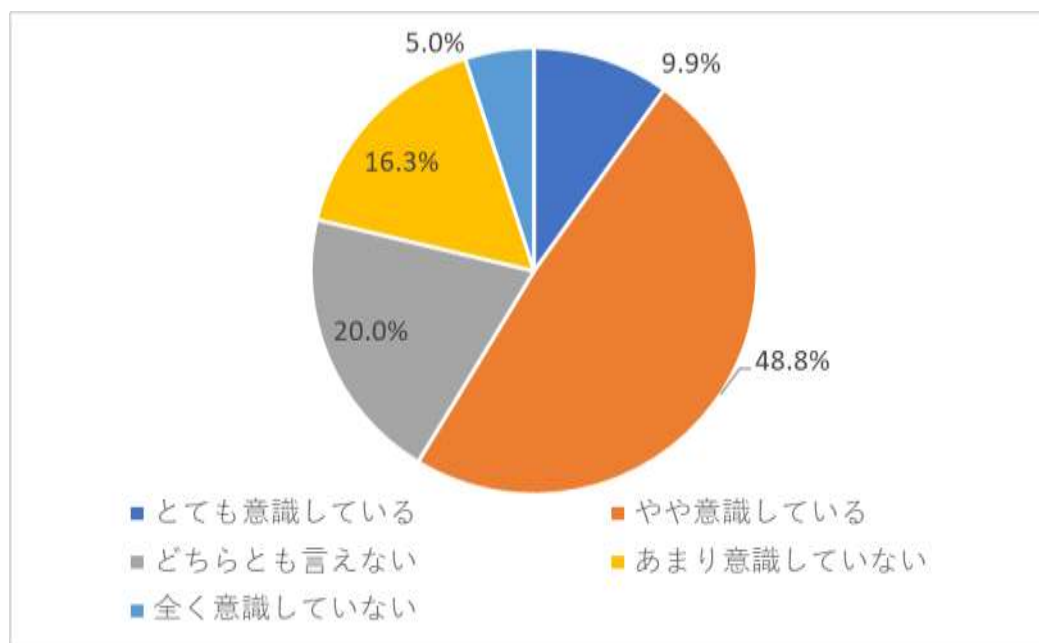


資料：【小中学校】学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査（令和４年度）

農畜産物を買う際や外食をする際に地産地消を意識している市民の割合は、「とても意識している（9.9%）」「やや意識している（48.8%）」を合わせた「意識している（計 58.7%）」が5割を超えています。

地産地消事業（「千葉市つくたべ」の推進）を通し、地産地消への意識醸成や市内産農畜産物の認知向上を図るとともに、市民が市内産農畜産物を買える店・市内産農畜産物を使用したメニューを食べられる店などを千葉市地産地消推進店（愛称：千葉市つくたべ推進店）として周知することで、市内産農畜産物の消費拡大に取り組んでいます。引き続き、市民が地産地消を意識し、実践できるような取り組みが必要です。

図 13 地産地消を意識する市民の割合



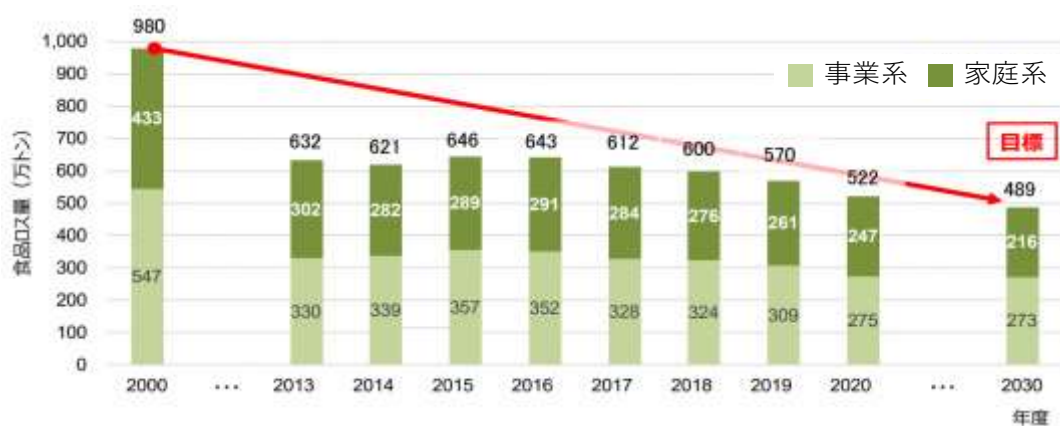
資料：2022年度第2回WEBアンケート調査報告書

（７）食品ロスの削減状況について

「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品のことです。本市では、食品ロスの削減を推進するため、食育・学校教育、地域等との連携による各種啓発や、フードドライブをはじめとする食品ロス削減に関する仕組みづくりに取り組んでいきます。

令和５（２０２３）年３月に策定した「千葉市食品ロス削減推進計画」では、令和１４（２０３２）年度の家庭系食品ロス量を令和２（２０２０）年度比で約３４％削減の２，９００トン以下とすることを目標としています。

図 14 国の食品ロス量の推移と削減目標



資料：国の食品ロスの発生量の推計（環境省）

表 1-1 本市における家庭系食品ロス量の推計値（2021 年度）

	家庭系可燃ごみ量 【A】	食品ロス割合 【B】	食品ロス量（推計値） 【A×B】
2021年度実績	159,335 t	2.40%	3,824 t

※食品ロス割合については、「千葉市ごみ組成測定分析」（2021 年度）における「手つかず食品（直接廃棄）」及び「食べ残し」の割合の合算値を採用し、「過剰除去」については、判定が困難であることから、「調理くず」に分類しており、推計値には含めていません。

表 1-2 本市における家庭系食品ロス量の実績及び数値目標

項 目	実績値			目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2027年度 (令和9年度) 【中間目標値】	2032年度 (令和14年度) 【最終目標値】
家庭系食品ロス量 (1人1日あたりの量)	4,166 t (11.7g/人・日)	4,382 t (12.3g/人・日)	3,824 t (10.7g/人・日)	3,300 t (9.3g/人・日)	2,900 t (8.3g/人・日)

資料：千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（令和５年３月策定）

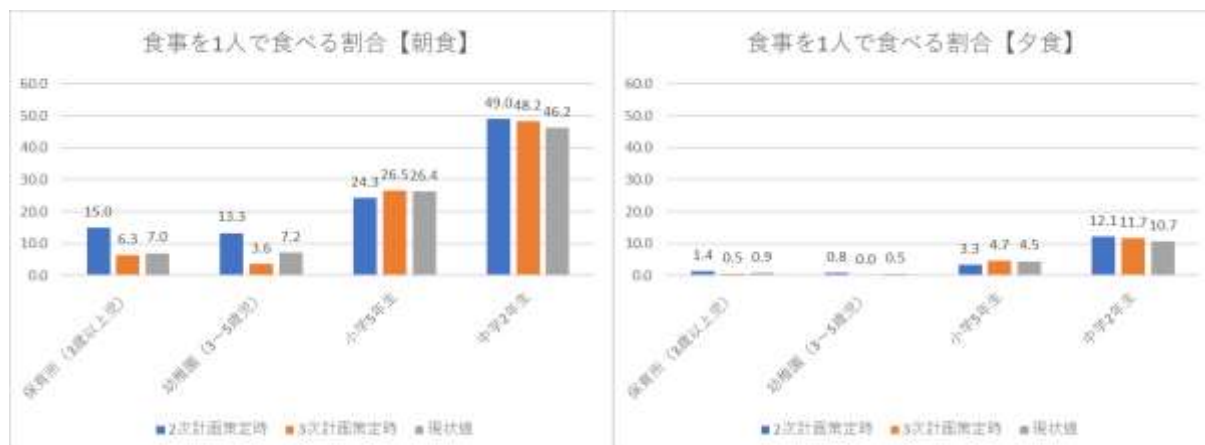
(8) 一緒に食べる「共食」^{きょうしょく}の状況について

朝食を1人で食べる子どもの割合は、現状値で保育所（3歳以上児）7.0%、幼稚園（3～5歳児）7.2%、小学5年生は26.4%、中学2年生は46.2%でした。策定時と比べ、幼稚園（3～5歳児）では増加、保育所（3歳以上児）、小中学生では変化がありませんでした。

夕食を1人で食べる子どもの割合も、策定時よりあまり変化はありませんでした。また、高齢者については、「週に1回以上、誰かと食事をとっている」人の割合は59.4%でした。

家族等と一緒に食事をすることは、食の楽しさだけでなく、食に関する知識等の習得の場として活用できます。子どもたちの心身の成長のためにも、家族と一緒に食事をする機会を増やす取組みが求められています。

図15 食事を1人で食べる子どもの割合



資料：【保育所】千葉市保育所幼児の生活時間・食習慣調査（平成25年度）

朝食及び共食状況調査（平成29年度・令和4年度）

【幼稚園】幼児の食生活等に関するアンケート調査（平成23年度）

食に関する実態調査（平成29年度）

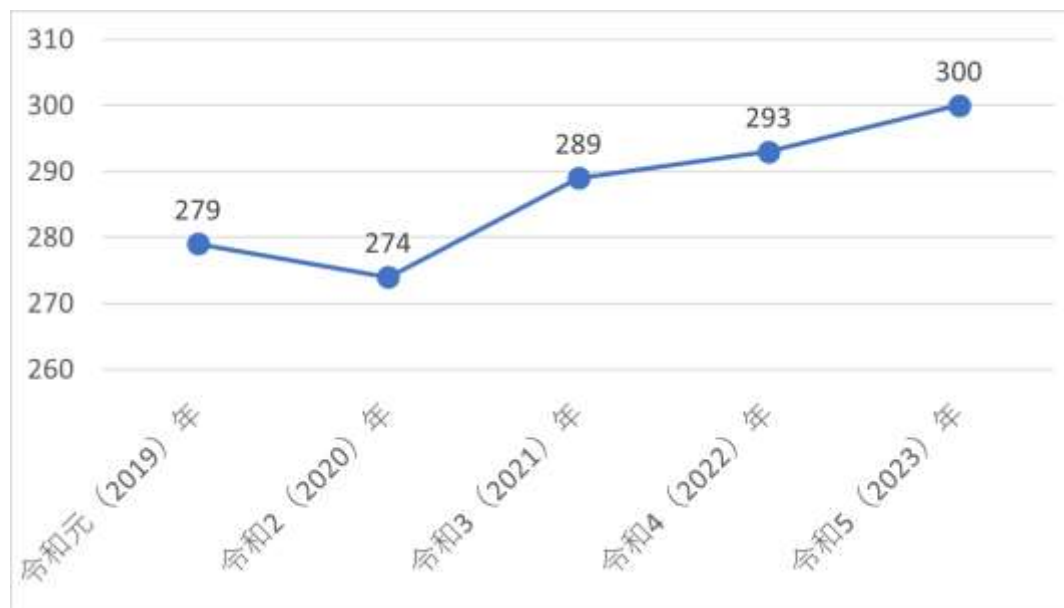
食育に関するアンケート調査（令和4年度）

【小中学校】児童生徒の食生活実態調査（平成23年度・29年度・令和3年度）

（９）食育の推進に関わるボランティアについて

市民の一人ひとりが望ましい食生活を実践するためには、正しい知識を身につけることが必要です。そのためにも食生活改善推進員等のボランティアによる地域に根ざした食育活動の充実を図ることが重要です。

図 16 食育の推進に関わるボランティア数（人）



資料：事業実績（食生活改善推進員の数）

第3章 食育推進の方向性

1 基本理念

本計画では、第1次計画からの基本理念を引き継ぎ、食を取り巻く現状から見えてきた課題を踏まえ、新しく定める基本目標の達成に向け、食育のさらなる推進を図ります。

子どもから大人まで、市民一人ひとりが「食」を大切にし、正しい知識と選ぶ力を身につけ、健全な食生活を実践することで、「こころ」と「からだ」の健康と豊かな人間性を育む。

2 基本目標

国の定める計画の指針、重点課題等に基づき、基本目標を以下のように定め、施策の推進に努めます。

キーワード：「つながる食育」

基本目標1 健康につながる食育の推進

市民が生涯を通じて健康でいられるよう望ましい食習慣等の普及啓発を行うことで、意識醸成をはかり、行動変容につなげます。

基本目標2 未来につながる食育の推進

食品ロスの削減など環境と調和のとれた食料生産とその消費に配慮し、地産地消を推進するとともに、地域の多様な食文化を継承します。

基本目標3 地域や関係者がつながる食育の推進

市民や関係者が連携し活動することで、誰もが健康になれる環境づくりを進めるとともに、未来につながる食育を効果的に推進します。

3 推進キャッチフレーズ

食育をわかりやすく身近に感じてもらい、市全体で本計画を推進していけるよう、引き続きキャッチフレーズを活用し、食育の普及啓発に努めます。

おいしいね、たのしいね、たべるってだいじだね

4 施策の体系

基本理念

子どもから大人まで、市民一人ひとりが「食」を大切にし、正しい知識と選ぶ力を身につけ、健全な食生活を実践することで、「こころ」と「からだ」の健康と豊かな人間性を育む。

3つの基本目標

基本目標 1

健康につながる食育の推進

基本目標 2

未来につながる食育の推進

基本目標 3

地域や関係者がつながる食育の推進

5つの施策展開

1

家庭・地域・職域における食育の推進

- 1 健康づくりのための食育の推進
- 2 妊産婦と乳幼児等への食育の推進
- 3 高齢期における食育の推進
- 4 歯科保健活動における食育の推進
- 5 家庭・地域における食育の推進
- 6 食品関連事業者や職域における食育の推進

2

保育所、認定こども園、幼稚園、学校等における食育の推進

- 1 保育活動や教育活動を通じた食育の推進
- 2 指導体制の充実
- 3 給食を通じた食育の充実
- 4 農業体験や食品の調理等の体験活動の推進
- 5 保護者への普及啓発、地域との連携

3

持続可能な社会の形成に向けた食育の推進

- 1 市内産農畜産物への理解の促進
- 2 地産地消の推進
- 3 生産者と消費者との交流と体験活動の促進
- 4 市内産農畜産物を活かした料理の普及
- 5 環境負荷軽減のための食育の推進

4

食の安全・安心等に関する情報の提供

- 1 食品の安全性等に関する情報の提供

5

食育推進運動の展開と連携・協力体制の確立

- 1 食育推進運動の展開
- 2 関係機関・団体等との連携・協力体制の確立
- 3 食育推進に関わる人材の育成・支援

5 数値目標一覧

施策の成果や達成度を把握するため、以下のように数値目標を設定しました。

基本目標	NO	目標	項目	対象	現状値	目標値	出典
全体	1	食育に関心を持っている市民を増やす	食育に関心のある市民の割合	20歳以上の市民	83.1%	90%以上	A
1 健康につながる食育の推進	2	朝食の習慣がある市民を増やす	朝食を欠食する市民の割合	保育所(1～2歳児)	0.8%	0%	B
				保育所(3歳以上児)	0.9%		A
				幼稚園(3～5歳児)	1.1%		
				小学3年生	3.3%		C
				小学5年生	4.0%		
				中学2年生	5.9%		
				20歳代、30歳代の市民	13.4%	減少	D
	3	適正体重を維持している市民を増やす	児童・生徒における肥満傾向児の割合	小学5年生男子	6.7%	減少	E
				小学5年生女子	3.6%		
			肥満者の割合	20～60歳代男性	32.6%	31%	F
				40～60歳代女性	17.6%	16%	
			やせの割合	20～30 歳代女性	14.5%	減少	
			低栄養傾向(BMI20 以下)の高齢者の割合	65 歳以上	20.1%	17%	G
			適正体重の維持に気をつけた食生活を実施している人の割合	20歳以上の市民	78.3%	増加	A
	4	健康的な食生活を実践する市民を増やす	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の人の割合	20歳以上の市民	56.2%	増加	D
				20～30歳代の市民	33.1%	40%以上	
			1日あたりの食塩摂取量の平均値	20 歳以上の市民	11.1g	7g 未満	F
			1日あたりの野菜摂取量の平均値		278g	350g 以上	
			1日あたりの果物摂取量の平均値		104g	200g	
			減塩に気をつけた食生活を実施している人の割合		63.9%	増加	A
			野菜をたくさん食べるようにしている人の割合		79.2%	増加	D
			果物をほとんど毎日食べている人の割合		39.4%	増加	
	5	ゆっくりよく噛んで食べる市民を増やす	ゆっくりよく噛んで食べる市民の割合	20歳以上の市民	48.4%	55%以上	A
	6	食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する市民を増やす	食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する市民の割合	20歳以上の市民	78.2%	80%以上	A

	NO	目標	項目	対象		現状値	目標値	出典
2 未来につながる食育の推進	7	学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす	栄養教諭・学校栄養職員による地場産物に係る食に関する指導の月平均取組回数	小学校・中学校 特別支援学校		12.2 回	増加	H
			学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)	小学校	59.0%	増加	I	
				中学校	47.8%			
			学校給食における国産食材を使用する割合(金額ベース)	小学校	89.5%	増加		
	中学校	89.5%						
8	地産地消を意識する市民を増やす	地産地消を意識する市民の割合	—		58.7%	67%以上	J	
9	家庭系食品ロス量を減らす	家庭系食品ロス量	—		3,592 トン	3,300 トン以下	K	
3 地域や関係者がつながる食育の推進	10	共食をしている市民を増やす	食事を 1 人で食べる子どもの割合	保育所(3歳以上児)	朝食	7.0%	減少	B
				幼稚園(3～5歳児)		7.2%		A
				小学5年生		26.4%		L
				中学2年生		46.2%		
				保育所(3歳以上児)	夕食	0.9%		B
				幼稚園(3～5歳児)		0.5%		A
				小学5年生		4.5%		L
				中学2年生		10.7%		
			週に1回以上共食している高齢者の割合	65 歳以上		59.4%	増加	M
	11	食育の推進に関わるボランティアの数を増やす	食生活改善推進員の数	—		300 人	40人増加	N

※出典は P80 を参照

第4章 食育施策の展開

1 家庭・地域・職域における食育の推進

生涯を通じて健康に暮らしていくためには、健康的な食習慣は欠かせないものであり、家庭や地域は、望ましい食習慣を身につける重要な場の一つです。

また、幼いころから望ましい食習慣を身につけていくことは、将来の健康状態や、さらにその次の世代にまで大きく影響を与えます。

しかし、核家族化や共働き世帯の増加等によって、生活環境は多様化し、これまで家庭や地域によって受け継がれてきた食育への意識の低下が懸念されています。そのため、乳幼児期から高齢期まで、一人ひとりが自分のライフステージを意識した行動が重要です。

さらに、大規模災害等の非常時であっても、できるだけ健全な食生活を実践できるよう、各家庭における食料等の備蓄も大切です。

また、誰もが健康になるには、健康な生活習慣を実践するための食環境が必要です。食品関連事業者等と連携し、食品の栄養成分表示や情報提供の充実を図る他、就労者が多くの時間を過ごす職場等と連携し、就労者の健康の維持・増進を図ります。

市民自らの取り組み

- 家族や仲間と食卓を囲んで、楽しく食事をしましょう。
- 朝ごはんをしっかり食べて、規則正しい生活リズムをつくりましょう。
- 肥満や低栄養予防のため、適正体重に気をつけた食事を心がけましょう。
- いろいろな食品を食べ、栄養バランスのとれた食事をしましょう。
- おいしく減塩を心がけましょう。
- 歯・口腔の健康を保ち、ゆっくりよく噛んで食べましょう。
- 食に関する情報を得て自ら選択しましょう。
- 非常時でも健全な食生活を実践できるよう食料等を備えましょう。

市の取り組み

(1) 健康づくりのための食育の推進

食への関心や望ましい食習慣の大切さについて理解を深めるとともに、生活習慣病の発症や重症化を予防するため、管理栄養士、保健師、歯科衛生士などの医療専門職が連携し、健康と食生活への関心を高め、バランスの良い食事や減塩などの啓発を行います。

取組み 内容	対象						所管課
	乳幼児期	学童期	思春期	青年期・壮年期	高齢期	関係機関等	
【新】減塩の普及啓発 食塩摂取の現状や食塩摂取量をおさえる工夫など、減塩について、食育活動の中で普及啓発します。また、飲食店等における減塩・低塩の食品やメニューの提供等を促進します。	○	○	○	○	○	○	健康推進課 (保健福祉センター健康課)
一人ひとりにとって望ましい食事の理解の推進 健康教育やイベント、食生活改善推進員の地区組織活動等において、食事バランスガイド等を用い、市民にバランスの良い食事をするための大切さを広めます。また、外食や中食の正しい選択方法を伝えます。	○	○	○	○	○		健康推進課 (保健福祉センター健康課)
朝ごはんをとることの普及啓発 朝ごはんレシピを配布するなど、食育活動の中で普及啓発をします。	○	○	○	○	○		健康推進課 (保健福祉センター健康課)
野菜をとることの普及啓発 バランスの良い食事をするため、簡単野菜レシピを紹介するなど、野菜のとり方について食育活動の中で普及啓発をします。	○	○	○	○	○		健康推進課 (保健福祉センター健康課)
管理栄養士による相談 食生活の見直し、調理方法や工夫の仕方、健康状態にあわせた食事内容など保健福祉センターの管理栄養士が個別相談に応じます。	○	○	○	○	○		健康推進課 (保健福祉センター健康課)
調理実習を通じた望ましい食生活の啓発 食の実践教室等において、生活習慣病予防や各ライフステージにおける望ましい食生活について、調理実習を通じて、普及啓発します。	○	○	○	○	○		健康推進課 (保健福祉センター健康課)
生活習慣病予防のための教室・相談の実施 生活習慣病の予防、その他健康に関する知識を得るための講演会や教室を開催します。また、保健師・歯科衛生士等の医療専門職が、健康に関する個別の相談に応じます。				○	○		健康推進課 (保健福祉センター健康課)

(2) 妊産婦と乳幼児等への食育の推進

妊娠期・授乳期から食事の大切さの理解を深めるために、必要な知識や情報を提供します。

乳幼児の発育・発達段階に応じた保健事業の充実を図ります。また、子育て中の親子の交流の場等を活用し、情報提供や相談を行います。

取組み 内容	対象						所管課
	乳幼児期	学童期	思春期	青年期・壮年期	高齢期	関係機関等	
妊産婦・新生児の訪問指導の実施 助産師等訪問指導員が、訪問を希望する妊産婦・新生児の家を訪問し、産後の食生活を含めた出産・育児等に関わる様々な相談に応じます。	○			○			健康支援課 (保健福祉センター健康課)
妊娠期・授乳期の特性に応じた食育の推進 母親＆父親学級において、「食事バランスガイド」等の活用や、妊娠期における食生活の注意点など、望ましい食習慣について支援します。				○			健康支援課 (保健福祉センター健康課)
離乳期の特性に応じた食育の推進 離乳食教室等において、望ましい食習慣の形成に向けた準備や乳児の咀嚼力や力を獲得するため、発達に応じた調理形態や食品の選択等について支援します。	○			○			健康推進課 (保健福祉センター健康課)
乳幼児期における望ましい食生活の普及啓発 4 か月、1 歳 6 か月及び 3 歳児健康診査において、乳幼児とその家族の望ましい食習慣の啓発やニーズに応じた栄養相談等を実施します。	○			○			健康支援課 (保健福祉センター健康課)
子どもの肥満に関する相談の実施 3 歳児健康診査において、肥満度 15% 以上の子どもとその家族に対して食事や生活リズム等の相談を実施します。	○			○			健康支援課 (保健福祉センター健康課)
子育て中の保護者への情報提供・相談 子育て支援館、子育てリラックス館、地域子育て支援センター、保育所、認定こども園、幼稚園、保健福祉センター等で子育て中の保護者に対し、食に関する情報を提供するとともに、食事や育児の相談に応じます。	○			○			健康支援課 (保健福祉センター健康課) 幼保支援課 幼保指導課
産後ケアを通じた食育の推進 産後 4 か月までの母子を対象に、医療機関等への宿泊や家庭訪問を通じて、助産師が食生活も含めた様々な相談に応じます。	○			○			健康支援課 (保健福祉センター健康課)

(3) 高齢期における食育の推進

健康寿命の延伸を目指し、低栄養、フレイル、ロコモティブシンドロームなどの介護予防のための周知啓発や個々の高齢者の状態に応じた支援など、高齢者の食育を推進します。

取組み	対象						所管課
	乳幼児期	学童期	思春期	壮年期・青年期	高齢期	関係機関等	
【新】高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 住民主体の通いの場においてフレイルに関する知識の周知を行うとともに、通いの場の質問票や健診結果からフレイル状態である者への保健指導を実施します。また、健診や医療の未受診者かつ要介護認定を受けていない者にアプローチをし、支援が必要な者について地域関係機関等と連携した支援を行います。					○		健康推進課 (保健福祉センター健康課)
介護予防のための教育・相談の実施 栄養改善、口腔機能の向上、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）予防、認知症予防、COPD（慢性閉塞性肺疾患）予防等、介護予防に関する講演会や教室を行います。また、管理栄養士、保健師、歯科衛生士が、介護予防に関する個別の相談に応じます。					○		健康推進課 (保健福祉センター健康課)
低栄養予防のための教室の実施 管理栄養士による講話や調理実習、自宅で簡単にできる運動実習を通じて、いつまでも健康な生活を送るための知識を身につける食事セミナーを実施します。					○		健康推進課 (保健福祉センター健康課)
高齢者の低栄養予防活動 千葉市国民健康保険の特定健康診査受診結果から低栄養が疑われる高齢者（65-74歳）に対して、栄養指導を行うとともに、必要に応じて、介護予防事業につなげることで、介護予防及び健康増進を図ります。					○		健康推進課 地域包括ケア推進課

(4) 歯科保健活動における食育の推進

健全な口腔機能を保ちながら、いつまでも自分の歯で噛み、ゆっくり味わって食べられることは健康寿命の延伸への第一歩です。よく噛んで食べることの習慣づけや、歯・口腔の健康を保つ大切さについて、歯科医師会等と連携した指導、普及啓発を行います。

取組み 内容	対象						所管課
	乳幼児期	学童期	思春期	青年期・壮年期	高齢期	関係機関等	
【新】口腔保健支援センターの設置 地域の状況に応じた歯科口腔保健施策を推進するため、口腔保健支援センターを設置し、市民への歯科口腔保健に係る広報・啓発を強化します。	○	○	○	○	○	○	健康推進課
ヘルシーカムカムの開催 「歯と口の健康週間」（6月4日～10日）にちなんで歯科医師会と共催でイベントを開催し、むし歯や歯周病による歯の喪失予防や口腔機能の維持・向上を推進するための普及啓発を行い、市民の生涯にわたる健全な口腔保健の確立を図ります。	○	○	○	○	○	○	健康推進課
妊産婦の歯科保健に関する啓発 妊産婦に対し、妊娠中と産後に各1回歯科健診を実施し、口腔衛生の普及啓発及び歯科保健の意識向上を図ります。				○			健康支援課 （保健福祉センター健康課）
乳幼児期の噛む力・飲み込む力の育成 乳幼児健康診査や2歳児むし歯予防教室等などを通じて、乳幼児が正しい口腔機能を獲得するための支援を行います。	○			○			健康推進課 健康支援課 （保健福祉センター健康課）
小・中学校における口腔衛生の指導 歯科衛生士が、小・中学校で実施する口腔衛生指導を通じ、噛むことの重要性について普及啓発を図ります。		○	○				保健体育課
歯科医院における高齢者の歯科保健活動 歯科医院において口腔機能の評価、相談・指導を行い、受診後に健康課で行う介護予防事業につなぎ、高齢者の口腔機能の維持・向上を図ります。					○		健康推進課 （保健福祉センター健康課）
高齢者の歯科保健教育の実施 高齢者のオーラルフレイル予防のため、口腔機能の維持・向上プログラムを提供する歯っぴー健口教室を開催するとともに、日常的に実践できるよう支援します。					○		健康推進課 （保健福祉センター健康課）

(5) 家庭・地域における食育の推進

誰もが気軽に食に関する体験や学習ができ、地域でのつながりを持てるよう、身近な場所で料理教室や講座等を実施し、食への関心を高めます。

また、ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、家族と一緒に食事をする時間の創出と習慣づくりに努めるなど、共食について普及啓発を図るとともに、大規模災害等の非常時に備え、食料備蓄の取組み方等を啓発します。

取組み	対象						所管課
	乳幼児期	学童期	思春期	壮年期・青年期	高齢期	関係機関等	
災害等の非常時に備えた食に関する普及啓発 食料備蓄の取組み方や献立例など、災害等の非常時に備えた食に関する情報提供や啓発を行います。	○	○	○	○	○		防災対策課 健康推進課 医療政策課
ワーク・ライフ・バランスの推進 九都県市で仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に関する啓発を行い、働き方を見直して家族で食卓を囲む習慣づくりを推進します。	○	○	○	○			男女共同参画課 幼保支援課
食生活改善推進員による地区組織活動 地域における食育の推進を担う食生活改善推進員が、親子料理教室や食生活改善教室等の地区組織活動を実施します。	○	○	○	○	○		健康推進課 （保健福祉センター健康課）
公民館等での食育講座の実施 市民が利用しやすい、公民館・保健福祉センター等で子どもの調理体験や生活習慣病予防のための食生活等をテーマとした食育講座を実施します。 子どもや親子を対象としたお菓子作り等の料理教室や、主に成人を対象とした健康づくり料理教室を実施します。	○	○	○	○	○		健康推進課 （保健福祉センター健康課） 生涯学習振興課
若年者を対象とした食育の推進 大学等と連携を図り、若年者をターゲットとした食育活動を展開します。		○	○	○			健康推進課
食を通じたコミュニケーションの推進 家族・仲間が食卓を囲み食事をする（共食）の大切さを広めます。	○	○	○	○	○		健康推進課 （保健福祉センター健康課）
思春期の子どもに向けた食育の推進 思春期の子ども及びその親に対して、思春期の心と体の発達を理解し、自分の体を大切にすることを学ぶ教室を実施します。			○	○			健康支援課 （保健福祉センター健康課）
高齢者の共食に関する環境づくり支援 通所支援（例：体操、サロン等を通じた日中の居場所づくり等）に対する補助を通して地域における共食の機会を増やすことを支援します。					○	○	高齢福祉課

取組み		対象						所管課
		乳幼児期	学童期	思春期	壮年期・青年期	高齢期	関係機関等	
内容								
「青少年の日」「家庭・地域の日」の推進			○	○	○	○		健全育成課
「青少年の日」である毎年9月の第3土曜日に、「青少年の日フェスタ」を開催し、青少年のコミュニケーション力を高めるとともに、青少年と家庭・地域のつながりを深める機会を提供する中で、お弁当づくり教室の開催など、食を通じての青少年と家庭・地域のつながりを推進します。								
【新】子ども食堂への支援		○	○	○	○	○		こども家庭支援課
地域の方々による共食の場である子ども食堂に対し、寄附情報の共有や食品衛生に関する研修を実施することで、その運営を支援します。								
男性を対象とした食育の推進					○	○		生涯学習振興課
公民館において、料理初心者の男性を対象に、調理に関する知識や技術を習得するための講座を開催します。								
小中学生の「食」を学ぶ機会の充実			○	○	○			生涯学習振興課 (南部青少年センター)
市内の小中学生の体験学習や異学年の交流を目的とした「ときめきサタディ」において、食生活改善推進員等による、お菓子作りや料理教室で健康な食生活に関する講座を開催します。								
青年期等の「食」を学ぶ機会の充実				○	○	○		生涯学習振興課 (南部青少年センター)
青少年・一般市民の生活文化向上と健全な仲間づくり及び連帯感の高揚を図ることを目的とした「わくわくカレッジ」において、食生活改善推進員等による食に関する講座を開催します。								

（６）食品関連事業者や職域における食育の推進

飲食店やスーパーマーケットなどの食品関連事業者と連携し、市民が外食等においても健康に留意し、自分に適した食事や商品が選択できるよう情報を提供します。

また、就労者の食育を含む健康づくりに係る環境整備のため、市内事業者と連携した取組みを推進します。

取組み 内容	対象						所管課
	乳幼児期	学童期	思春期	青年期・壮年期	高齢期	関係機関等	
【新】小売店における健康的な食事の啓発 スーパーマーケット等小売店と連携して、ポップやポスター等を利用し、健康的な食事の選択に役立つ啓発を行います。	○	○	○	○	○	○	健康推進課（保健福祉センター健康課）
【新】健康づくり推進事業所における啓発 市内で食生活等の健康づくりに取り組む事業所の認証制度の要件を緩和し、多くの事業所が取組みやすい内容にするとともに、従業員向けに、健康づくり（食生活や運動など）に係る情報提供を行うこと等で就労世代向けの啓発を充実します。				○	○	○	健康推進課
飲食店等における栄養情報の提供 飲食店等が外食、惣菜、仕出し弁当等に栄養成分表示をするとともに、ヘルシーメニュー、ヘルシーオーダー、健康づくりに係る情報提供に取り組めるよう支援します。			○	○	○	○	健康推進課（保健所食品安全課）
給食施設における食育の推進 給食施設に対して利用者の状態に応じた適切な栄養管理ができるよう必要な援助・指導を実施し、利用者の健康づくりを支援します。	○	○	○	○	○	○	健康推進課（保健所食品安全課）
地域・職域連携における食育の推進 市内の事業所を対象に、健診の受診率向上、メンタルヘルス対策を始め、就労者の健康づくりに係る環境整備や取組推進のため、食育を含む健康づくりについて、地域保健と職域保健に関わる組織が連携し、情報発信や取組みの推進・支援を行います。				○	○	○	健康推進課

2 保育所、認定こども園、幼稚園、学校等における食育の推進

乳幼児期から思春期にかけては、望ましい食習慣を形成し確立する重要な時期です。

保育所、認定こども園、幼稚園、学校等は、子どもたちが健全な食習慣を身につける場として、大きな役割を担っています。また、子どもたちへの食育を通じて保護者がともに学ぶことで、家庭の食生活へ良い波及効果をもたらすことも期待できます。

これまでも、保育所、認定こども園、幼稚園、学校等では、関係職員等の共通理解のもと、家庭、地域等と連携しながら、子どもたちの発達段階に応じた食育に取り組んできました。今後さらに、学校給食の充実をはじめ、食に関する学習や料理・農業体験活動などの推進が必要です。

市民自らの取り組み

- 「早寝、早起き、朝ごはん」を実践しましょう。
- 友達や家族と楽しく食事をしましょう。
- 食事のマナーや「いただきます」のあいさつの習慣を身につけましょう。
- 食事の準備や後片づけを手伝いましょう。
- 調理や栽培体験を通して、「食」の楽しさ、大切さを実感しましょう。

市の取り組み

(1) 保育活動や教育活動を通じた食育の推進

保育所、認定こども園、幼稚園、学校等では、各施設の実状に応じた全体的な食育計画を策定し、関係職員、教諭間での共通理解や連携を図り、子どもたちの年齢・発達段階に応じた食育を推進します。

- ◆ 保育所・認定こども園等では、管理栄養士、保育士・保育教諭、看護師等が連携し、離乳食や食物アレルギーへの対応、身体・発育状況や食事のマナーなど、保護者に対して必要な知識の提供と指導を行います。
- ◆ 幼稚園等では、野菜の栽培などの体験学習を通じて食べ物の大切さと感謝の気持ちを育てます。また、先生や友達と一緒に楽しく食べることにより、食べることに興味や関心を持ち、進んで食べようとする気持ちを育てます。
- ◆ 学校では、成長期にある児童生徒の健康な心身を育み、栄養教諭が中心となって、食に関する指導を通じて、食生活に関する正しい知識・技能を身につけ、望ましい食習慣の基礎づくりを目指します。

取組み	対象						所管課
	乳幼児期	学童期	思春期	青年期・壮年期	高齢期	関係機関等	
私立幼稚園における食育活動 野菜の栽培、「食育のつどい」への参加など、食に関する体験活動を通じて、食に関する興味・関心や食べ物を大切にすることと感謝の気持ちを育てます。また、楽しく、和やかな雰囲気の中でお弁当や給食をとる環境を整えることで、進んで食べようとする気持ちを育て、望ましい食習慣を形成します。	○						幼保支援課
食育計画の作成 「保育所保育指針」や「保育所における食育に関する指針」に基づき、乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう全体的な計画及び指導計画に位置づけられた食育の計画を作成します。	○						幼保指導課
保育を通じた食育活動 全職員が専門性を活かし、「食育計画」に基づいて、保護者と連携しながら、子ども一人ひとりの発育・発達に応じた食育を推進します。	○			○			幼保指導課
管理栄養士等による個別指導 管理栄養士、保育士・保育教諭、看護師等が連携し、離乳食や食物アレルギーへの対応、偏食、肥満、マナーなど個別の相談指導を実施します。	○			○			幼保指導課

取組み	対象						所管課
	乳幼児期	学童期	思春期	青年期・壮年期	高齢期	関係機関等	
食に関する指導（授業） 体育科や家庭科等の年間指導計画に基づき、学級・学科担任等は、栄養教諭等と連携し、教科等の特質を生かした授業や、学校給食や食育に関する教材を活用し、栄養バランスのとれた食事の大切さや基礎的・基本的な調理技術、食に関する知識、食文化について指導します。		○	○				教育指導課 保健体育課
食に関する指導の全体計画の作成・見直し 学校における食育は、家庭科（中学校：技術家庭科）、体育科（中学校：保健体育科）等の各教科や特別活動、給食の時間など教育内容と密接に関連しており、各学校ごとに児童生徒の実態に合わせ、食育の目標や具体的な取組内容を示した全体計画を作成します。また、その全体計画は、毎年見直しを行い、実効性を高めていきます。		○	○				保健体育課
栄養教諭・学校栄養職員を中心とした食育の推進 各学校は、学校長のリーダーシップのもと、栄養教諭等が中心となって全職員が連携・協力しながら食育を推進するとともに、栄養教諭等の授業への参画が一層進むよう体制を整え、実践します。		○	○				保健体育課
食に関する個別的な相談指導 肥満・やせ、偏食、食物アレルギーについて個別に対応することが望ましい場合は、保護者はもとより、学級担任、養護教諭、栄養教諭等、学校医等学校全体で連携し、望ましい食習慣の形成に向けた個別的な相談指導を実施します。		○	○	○			保健体育課

（２）指導体制の充実

関係職員等が連携・協力し、保育活動や教育活動全体で食育の推進に取り組むために、研修を実施し、指導力の向上と指導体制の充実に努めます。

また、食物アレルギーについて、対応マニュアル等の整備や研修を実施し、栄養教諭や給食指導主任等、関係職員の共通理解を図ります。

取組み	対象						所管課
	乳幼児期	学童期	思春期	青年期・壮年期	高齢期	関係機関等	
職員研修の充実						○	
保育所・認定こども園等における魅力ある効果的な食育の推進に向け、管理栄養士や保育士・看護師等の職員を対象に、栄養管理、衛生管理、食に関する指導等の研修を行います。 食物アレルギーについて正しい知識の普及と「保育所における食物アレルギー対応の手引き」に関する研修を行います。							幼保指導課
安全安心で魅力ある学校給食の提供や学校における食育の推進のため、栄養教諭等や給食指導主任等を対象に、栄養管理、衛生管理、食に関する指導、食物アレルギー等の研修を行います。							保健体育課

(3) 給食を通した食育の充実

保育所・認定こども園等では、特色ある給食の充実に取り組み、食事を通して、知育・徳育・体育の基礎を培うことができる環境づくりを推進します。

学校では、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、献立内容を各教科等の食に関する指導に関連づけ、学校給食が「生きた教材」として活用されるよう充実を図ります。

また、学校給食に市内産農畜産物を積極的に活用するよう栄養教諭等にも働きかけ、給食を通じて市内産農畜産物、郷土食や行事食の情報を伝えるとともに、郷土愛や地域文化、伝統に対する理解を深めます。

取組み	対象						所管課
	乳幼児期	学童期	思春期	壮年期・青年期	高齢期	関係機関等	
特色ある保育所・認定こども園等給食 旬の食材を取り入れ栄養バランスのとれた献立を作成し、発達段階に応じた食事形態の給食を実施するとともに、一人ひとりに合った援助をします。 食に関する調査を実施して、子どもの現状を把握し、献立内容の充実及び望ましい食習慣へつなげます。	○						幼保指導課
学校給食を生きた教材として活用した食育の推進 成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、献立内容を各教科等の食に関する指導に関連づけ、学校ごとに特色のある多彩な献立を考え、学校給食が「生きた教材」として活用されるよう充実を図ります。また、食品を選択する能力や社会性を育むため、異学年交流給食や行事食、地域の人を招いた招待給食、栄養のバランスを考えて料理等を選択する、バイキング、セレクト給食など、学校ごとに形態を工夫した給食を実施します。		○	○	○	○		保健体育課
市内産農畜産物を導入した学校給食の実施 関係機関と連携し、新鮮な市内産農畜産物を学校給食の食材料として計画的に取り入れ、児童生徒が地元農業への理解を深めたり、感謝の心が育めるようにします。 食育の日（6月19日）や市民の日（10月18日）等に、市内小・中・特別支援学校全校において、市内産農畜産物を取り入れた特別献立を実施します。		○	○				保健体育課

(4) 農業体験や食品の調理等の体験活動の推進

野菜の栽培や収穫、田植えや稲刈りなどの農業体験、地引網や作物の収穫、クッキング保育や親子料理教室等を通じ、生産から消費までの一連の流れを体験し、食への関心と理解を深め、自然の恵みや、生産者や調理する人等への感謝の気持ちを育てます。

取組み	対象						所管課
	乳幼児期	学童期	思春期	青年期・壮年期	高齢期	関係機関等	
栽培・収穫体験 栽培・収穫活動を体験し、野菜を見たり育てたりする喜びを実感することで「食」への興味を育てます。	○						幼保指導課
クッキング保育（調理体験） 食材に目を向け、自分でかかわった料理を食べる楽しさやうれしさを体験し、調理することに関心を持つようにします。	○						幼保指導課
農業体験 農業体験等を通して、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深められるようにします。		○	○				教育指導課
小学生の農山村留学の推進 訪問した地域の方々との交流や自然体験、農林漁業につながる活動等、地域の特色を生かした体験活動を行い、作物の収穫や収穫物を使っての調理、郷土料理づくり等をとおして、「食」への関心と理解を深めます。		○					教育指導課

(5) 保護者への普及啓発、地域との連携

子どもたちが日々、健康的な食生活が送れるよう、保護者に対して栄養バランスのとれた献立や地域で親しまれているレシピ等の情報提供を行い、食育について理解を深める取組みを促進します。あわせて、保護者自身の生活習慣病予防に向けた食生活及び地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等の継承・伝承について普及啓発を行います。

また、地場農畜産物を使った学校給食の試食会の実施など、地域と連携を図って地域の農畜産物の紹介をするとともに、地産地消を推進し、安全安心で新鮮な食材の提供を図ります。

取組み 内容	対象						所管課
	乳幼児期	学童期	思春期	青年期・壮年期	高齢期	関係機関等	
給食の展示 給食について親子で会話し、食に関心を持ってもらうことや、子どもが食べる食事量の目安になるよう、保育所・認定こども園等で給食を展示し、作り方等を紹介します。	○			○			幼保指導課
ホームページでの情報提供 食育ホームページ“おいしい！元気！ちばキッズ”で、離乳食・幼児食のレシピや保育所での食育活動の様子などの情報を発信します。	○			○		○	幼保指導課
食育だよりなどを通じた情報提供 お弁当のメニューや家庭での食事など健全な食生活に役立つ情報提供を行います。	○	○	○	○			幼保指導課 保健体育課
家庭配付献立表を活用した情報提供 家庭での食育の関心を高めるため、献立表に、旬の食材を使ったレシピや、郷土料理の紹介など、食育に関する情報提供を行います。	○	○	○	○			幼保指導課 保健体育課
「地産地消」学校給食の試食会開催 地場農畜産物を使った学校給食の試食会を開催し、学校給食や食育の状況、課題について広く市民への共通理解を図ります。	○	○	○	○	○		保健体育課

3 持続可能な社会の形成に向けた食育の推進

食べ物は地球の資源や環境の影響を大きく受けることから、環境と調和のとれた持続可能な食料生産とその消費に配慮することが必要であり、近年は、消費行動を通じて、よりよい社会の実現に貢献するエシカル消費という考え方も注目されているところです。

新鮮で安全安心な農畜産物に対する市民の関心が高まっており、消費者の信頼を確保し、農業と食への理解や関心を深めるためには、地域で生産したものを地域で消費する「地産地消」の取り組みは重要です。

子どもたちから地元の農畜産物に慣れ親しみ、食への理解や関心を深めるために、これまでも学校給食に市内産農畜産物を積極的に使用したり、多くの市民が農畜産物の収穫等を体験する機会を提供してきました。

引き続き、生産者の顔が見える、安全安心な農畜産物が新鮮なうちに、食卓に並ぶ環境を整え、地産地消を進めることが必要です。

また、食品の食べ残しや廃棄を少なくする工夫、長く保存する方法、食品のリサイクルという考え方を啓発するなど、環境負荷軽減のための食育の推進が必要です。

市民自らの取り組み

- 市内産農畜産物を利用し、味わいましょう。
- 食文化、和食、行事食、郷土料理、家庭料理の理解を深めましょう。
- 農畜産物（食べ物）への感謝の気持ちを持ちましょう。
- 環境にやさしい食べ物を選びましょう。
- 食品ロスの削減に取り組みましょう。

市の取組み

(1) 市内産農畜産物への理解の促進

本市は、温暖な気候と広大な農地を活かした都市農業が営まれ、市内に新鮮で安全安心な農畜産物を安定供給しています。

市内産農畜産物への理解と関心を深め、感謝の気持ちを育むために、農畜産物の生産過程等について子どもや、保護者に啓発します。

取組み 内容	対象						所管課
	乳幼児期	学童期	思春期	壮年期・青年期	高齢期	関係機関等	
消費者への「農育」の実施 市内の農業や農畜産物への関心・理解を深めるため、小学生等を対象とし、農政センターで学童体験農園を実施します。		○					農政課（農業経営支援課）
生産者による出張授業 生産者による出張授業を実施し、児童及び保護者等に市内産農畜産物の栽培から収穫・出荷までの仕事や苦労、食の大切さなどについて伝えることで、児童や保護者等の「食」と「農」に対する知識と関心を深めます。		○		○			農政課 保健体育課

(2) 地産地消の推進

地産地消の推進にあたり、「地産地消推進店登録制度」を設け、登録事業者を市民に広く周知します。新鮮な市内産農畜産物を手軽に食べたり、手に入れることができたりするような食環境の整備を図ります。

取組み	対象						所管課
	乳幼児期	学童期	思春期	青年期・壮年期	高齢期	関係機関等	
市内産農畜産物の見える化 市内産農畜産物を知ってもらい、購入・飲食できる機会を増やすため、企業・団体・生産者と連携し、販売会等を通じた市内産農畜産物のPRを実施するとともに、「地産地消推進店（つくたべ推進店）登録制度」を推進し、市内産農畜産物を取扱う店舗の情報を市民に向けて周知します。加えて、付加価値の高い市内産農畜産物を認定・周知することで、市民が誇れる千葉市の「食」のブランド化を推進します。	○	○	○	○	○	○	農政課
給食への市内産農畜産物の導入 小・中学校等の学校給食において、関係機関と連携し、さらに市内産農畜産物の利用拡大を図ります。また、市内産米を活用した米飯給食を推進します。		○	○				農政課 保健体育課
【新】公民館でやさしい市 千葉市園芸協会の協力を得て、市内の公民館で千葉市産の農産物の販売を実施します。（平日開催）		○	○	○	○		生涯学習振興課

(3) 生産者と消費者との交流と体験活動の促進

農作物の栽培等の体験活動や、農畜産物直売所での生産者と消費者との交流を通じて、食や農業への理解を深めるとともに、自然の恩恵や生産者の苦勞・努力を伝え、食への感謝の気持ちを育てます。

取組み	対象						所管課
	乳幼児期	学童期	思春期	壮年期・青年期	高齢期	関係機関等	
農業体験の参加・利用の促進 市民が気軽に農業に触れられる機会として、農業体験企画の実施や支援を行うとともに、観光農園・市民農園、所管する農業関連施設のPRや利用を促進します。 【対象事業】 ・市民農園、観光農園等の農業体験施設のPR ・富田さとにわ耕園・下田農業ふれあい館・中田やつ耕園での農業体験等の実施 ・ふるさと農園での農林業体験教室等の実施	○	○	○	○	○		農政課

(4) 市内産農畜産物を活かした料理の普及

市内産農畜産物を活かした献立や郷土料理、行事食等の普及を図り、食文化を伝承します。

取組み	対象						所管課
	乳幼児期	学童期	思春期	壮年期・青年期	高齢期	関係機関等	
郷土料理の普及啓発	○	○	○	○	○		健康推進課 (保健福祉センター健康課)
地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理等について普及啓発を図ります。							
市内産農産物を活かしたレシピ情報の発信	○	○	○	○	○		農政課
千葉県つくたべホームページにおいて、市内産農産物の旬やレシピ情報を紹介します。							

（５）環境負荷軽減のための食育の推進

循環型社会の実現を目指すため、学校や地域における環境学習、イベントなどを通じて、３Ｒの取組みや生ごみの減量を推進します。さらに、食品ロス問題に対し、飲食事業者等と連携したキャンペーンやイベントなどにより、市民一人ひとりが食品ロス削減に取り組むことができるよう、食品ロスの現状やその削減の必要性について、情報提供及び普及啓発に努めます。

また、持続可能な社会を目指して行動できる消費者育成のため、人や社会、環境に配慮した消費行動に関する講座等により啓発を行います。

取組み	対象						所管課
	乳幼児期	学童期	思春期	青年期・壮年期	高齢期	関係機関等	
【新】持続可能な社会のための消費者教育の推進 地元の産品を購入する（地産地消）、市内の店舗で購入する（地域活性化）、必要な分だけ購入する（食品ロス削減）など、持続可能な社会を目指して行動できる消費者の育成を図るため、人や社会、環境に配慮した消費行動に関する講座を開催するなど、各種啓発を行います。	○	○	○	○	○	○	消費生活センター
環境負荷軽減のための食生活の普及啓発 区健康課における健康教育での調理実習等で、食材やエネルギーの無駄を減らすなどの普及啓発を行います。		○	○	○	○		健康推進課 （保健福祉センター健康課）

取組み	対象						所管課
	乳幼児期	学童期	思春期	青年期・壮年期	高齢期	関係機関等	
【新】てまえどりの推進 購入してすぐに食べる場合、商品棚の手前にある商品等、販売期限が近づいた商品を積極的に選ぶ「てまえどり」を呼びかけます。			○	○	○	○	廃棄物対策課
【新】フードドライブの実施 家庭で余った手つかず食品を公共施設などで回収し、市内でフードバンク活動を行っている団体に提供する「フードドライブ」を実施します。			○	○	○	○	廃棄物対策課
3R教育・学習の推進 Reduce・Reuse・Recycle (発生抑制) (再使用) (再生利用) 保育所等での未就学児を対象とした「へらそうくんルーム」や、小学4年生を対象とした「ごみ分別スクール」において、ごみの減量や再資源化について体験学習するとともに、食べ物を大切にする習慣づけを促します。	○	○	○	○	○		廃棄物対策課
生ごみの減量・再資源化の推進 生ごみ減量処理機等購入費補助金制度により、市民への生ごみ減量処理機等の普及を促進します。また、生ごみの水切りや乾燥の奨励を行うほか、小型の生ごみ処理容器である「ミニ・キエーロ」の市民への普及を図るなど、家庭で取り組める生ごみ削減に関する普及啓発を図ります。				○	○		廃棄物対策課
生ごみ資源化アドバイザーの養成・派遣 生ごみ資源化アドバイザーを養成し、町内自治会、学校、市民活動団体や事業者等が行う、生ごみの減量や再資源化推進を目的とした学習会・研修会に生ごみ資源化アドバイザーを派遣し、助言や技術指導等を行います。				○	○	○	廃棄物対策課
学校における食品ロス削減の啓発 人間形成に多大な影響を与える学童期や思春期において、食品ロスの現状を認識して食べ物を大切にする習慣づけを促すとともに、児童・生徒をもつ各家庭への間接的な波及を図るため、小・中学校において食品ロス削減の普及啓発を実施します。		○	○	○			廃棄物対策課
食品ロス削減に係る周知啓発の実施 食品ロス削減啓発をはじめとした、ごみ減量イベントを開催し、広く市民に啓発を行います。 また、市内ホテルや飲食事業者等と連携し、食品ロス削減に向けた取組を行う食べきりキャンペーンを実施します。		○	○	○	○	○	廃棄物対策課
【新】有機農産物を活用した給食のモデル実施と有機栽培について伝える取組み 有機農産物を学校給食に取り入れる日に合わせて有機農産物の生産者による出張授業を実施し、児童及び保護者等に有機農産物の栽培過程や栽培の苦労、千葉市の農業について伝えます。		○		○			保健体育課

4 食の安全・安心等に関する情報の提供

現代の情報化社会においては、食に関する情報があふれており、正しい情報を適切に活用することが難しい状況です。

これまでも、ホームページや広報紙など各種媒体や関係団体と連携した取り組みなどを通じて、食品の安全性に関する情報を市民や事業者へ提供してきました。

引き続き、市民一人ひとりが、食品の安全性等に関する正しい知識を持ち、自らの判断で食品を選択することができるよう、科学的知見に基づく正確な情報を迅速に提供していく必要があります。

市民自らの取り組み

- 食品の安全性等に関する基礎知識を持ち、自分で判断する力を身につけましょう。
- 正しい手洗いや食材・調理器具の衛生的な取扱いを身につけましょう。

市の取り組み

(1) 食品の安全性等に関する情報の提供

市民が、食品の安全性等に関する基礎知識を持ち、自ら判断できるよう情報提供を行います。また、市民、食品関連事業者、行政が相互に情報及び意見を交換する機会を設け、市民の食への理解と関心を深めます。

取り組み 内容	対象						所管課
	乳幼児期	学童期	思春期	青年期・壮年期	高齢期	関係機関等	
食に関する講座・啓発の実施 講座や啓発を行い、食に関する知識の普及啓発を図ります。	○	○	○	○	○	○	消費生活センター
市民が行う食育活動の推進・支援 食育に関する活動を行う団体や個人の支援を実施します。	○	○	○	○	○	○	消費生活センター
ホームページ等による情報提供 ホームページ、情報紙、パンフレットなど各種媒体を用いて食品の安全等に関する情報提供を迅速かつわかりやすく提供します。	○	○	○	○	○	○	消費生活センター 生活衛生課
食品表示法に基づく食品の表示指導 食品関連事業者に対して原料原産地表示、アレルギー表示、栄養成分表示など適切な食品表示を行うよう指導します。また、消費者に対して正しい表示の知識を普及啓発するためホームページ等で情報提供します。	○	○	○	○	○	○	健康推進課 生活衛生課 (保健所食品安全課)
食品衛生に関する講習会の実施 事業者や従業員向けの講習会を実施するほか、市民等からの依頼に職員を派遣し、食品衛生に関する知識の普及啓発を図ります。	○	○	○	○	○	○	生活衛生課 (保健所食品安全課)
リスクコミュニケーションの推進 食の安全に関する講演会、食品衛生監視指導計画に関する意見交換会等を実施します。	○	○	○	○	○		生活衛生課
食品衛生監視指導計画策定・結果公表 保健所等が実施する食品営業施設等の立入検査や食品、添加物等の試験検査について年間計画を策定し、その結果を公表します。	○	○	○	○	○		生活衛生課
食品衛生に関する広報活動の実施 市政だより、SNS 等により、食中毒予防等食品衛生に関する広報活動を実施します。	○	○	○	○	○		生活衛生課
自主的な衛生管理体制の推進 食品衛生推進員による巡回指導を通じ、HACCP（ハサップ）制度化の周知及び制度化後の事業者による自主的衛生管理の推進を図ります。	○	○	○	○	○	○	生活衛生課

5 食育推進運動の展開と連携・協力体制の確立

市民の食育への関心度を高め、食育を推進するためには関係団体と連携し、日頃から問題意識を共有し、一体的に活動することが大切です。

引き続き、家庭、保育所、認定こども園、幼稚園、学校、生産者、食品関連事業者など食に関わる関係機関・団体等と連携・協働した食育推進運動の展開が必要です。

市民自らの取組み

- 家族や仲間と「食」について話す機会を設けましょう。
- 「食」に関するイベントや料理教室等に参加してみましょう。
- 「食」に関するボランティア活動等に参加してみましょう。

市の取組み

(1) 食育推進運動の展開

食育関係団体の協力のもと、食育啓発イベントを開催するなど、積極的に市民が食育とふれる機会を作り、普及啓発に努めます。

特に、6月、11月の「食育月間」及び毎月19日の「食育の日」には、重点的に食育を推進します。

取組み 内容	対象						所管課
	乳幼児期	学童期	思春期	青年期・壮年期	高齢期	関係機関等	
食育啓発イベント等の開催 市民の食への関心を高めるために、食育を啓発するイベントを毎年、関係機関・団体と連携して行います。	○	○	○	○	○	○	健康推進課
市民健康づくり大会の開催 スポーツの日から始まる一週間の「市民健康づくり週間」に、健康づくり運動の推進団体と連携して、栄養・食生活を含む健康づくりをテーマにイベントを開催します。	○	○	○	○	○	○	健康推進課
食育に関するホームページの充実 ホームページにおいて保育所、認定こども園、幼稚園、学校や関係機関・団体等の取組み、食の安全、地産地消、健康づくりなど食育に関する情報を提供します。	○	○	○	○	○	○	健康推進課

（２）関係機関・団体等との連携・協力体制の確立

関係機関・団体等が、相互に意見交換することにより、一体的な食育推進運動を展開できるよう、連携・協力体制を整えます。

取組み	対象						所管課
	乳幼児期	学童期	思春期	青年期・壮年期	高齢期	関係機関等	
地域における食のネットワークの体制づくり 食育の推進を担う保健福祉センター、保育所、認定こども園、幼稚園、学校等の栄養士、食生活改善推進員等による地域における食のネットワークを構築し、食育の取組みについての情報交換を行います。	○	○	○	○	○	○	健康推進課 （保健福祉センター健康課） 幼保指導課 保健体育課
健康づくりのネットワークを活用した食育の推進 医療機関を始め、関係機関（団体）や地域住民等で構成する「区健康づくり支援連絡会」を開催し、健康づくり情報や地区の健康課題を共有し、市民への働きかけを行います。また、バランスのよい食事のとり方や生活習慣病予防等の情報を掲載した「区健康づくり支援マップ」を作成し、より一層の普及啓発を行います。	○	○	○	○	○	○	健康推進課 （保健福祉センター健康課）

（３）食育推進に関わる人材の育成・支援

地域における食育推進運動の担い手となる人材を育成するとともに、その活動を支援します。

取組み	対象						所管課
	乳幼児期	学童期	思春期	青年期・壮年期	高齢期	関係機関等	
内容							
食生活改善推進員の育成・支援				○	○		健康推進課 （保健福祉センター健康課）
食を通して地域の健康づくりのためのボランティア活動を行う食生活改善推進員を育成します。また、資質向上のための研修会を実施するなど活動を支援します。							

第5章 ライフステージに応じ た食育の推進

1 各世代の特徴と生涯を通じた食育の取組み

食べることは、生涯を通して営まれ、生きる力の基礎となるものです。

市民一人ひとりがその世代に応じた食習慣を身につけ、実践し、次世代に伝えていくことが大切です。

また、幼い頃から望ましい食習慣を身につけていくことは、将来の健康状態や、さらにその次の世代にまで影響を与える可能性があることから、生涯を見据えた「ライフコースアプローチ」の観点が大切です。そこで、ライフコースアプローチの考えを踏まえ、各世代の特徴と生涯を通じた食育の取組みを整理しました。

乳幼児期 0～5 歳

身体が発育し、味覚や咀嚼機能などの発達が著しい時期です。

生活リズムが形成されるこの時期は、保護者や周りの大人のあたたかく豊かな関わりが大切です。

学童期 6～11 歳

心身の発達が著しく、食への興味や関心が深まる時期です。

家族や友達と一緒に食事を楽しみ、食に関する知識や望ましい食習慣を身につけることが大切です。

思春期 12～19 歳

身体的、精神的変化が著しく、性差や個人差も大きい時期です。

家庭からの自立を控え、望ましい食生活を自ら実践する力を身につけることが大切です。

青年期 20～39 歳

気力や体力が充実しますが、就職や結婚等により生活や環境が大きく変化する時期です。

適正体重の維持や自分にあった食事量を理解し実践することが大切です。また、次世代の子どもたちを健全な食習慣が実践できるように育てることも重要です。

壮年期 40～64 歳

社会や家庭において重要な役割を担いますが、忙しいことから、自分の健康に関心を持ちにくい時期でもあり、これまでの生活習慣から、生活習慣病の発症が増加する時期です。

食習慣を見直し、自らの健康管理に努め、生活習慣病の発症を予防することが重要です。

高齢期 65 歳以上

加齢に伴い心身の健康上の課題を抱える人が増えるとともに、個人差が大きくなっていく時期です。

健康維持に必要な食生活を実践するとともに、「食」を通じた交流の場を持つことが大切です。次世代に食文化や食に関する知恵を伝えることも重要です。

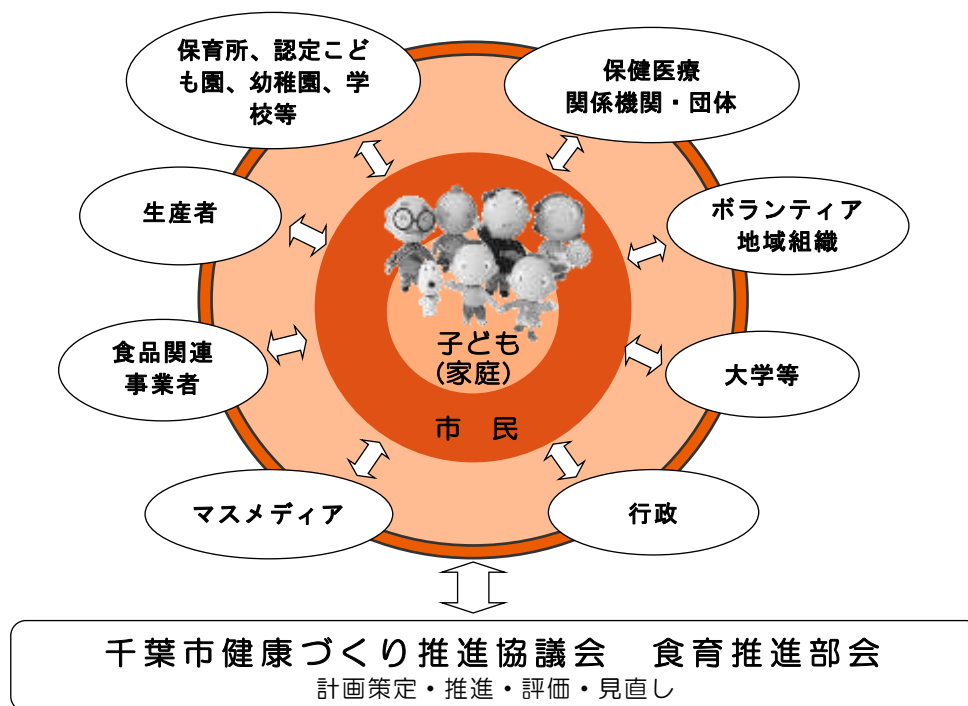
ライフステージに応じた食育の推進

第6章 計画の推進にあたって

1 推進体制

本計画の推進にあたっては、家庭、保育所、認定こども園、幼稚園、学校、生産者、食品関連事業者等、食に関わる関係機関・団体等が連携・協働して食育の推進に取り組んでいきます。

また、施策を総合的かつ計画的に推進していけるよう「千葉市健康づくり推進協議会 食育推進部会」において、調査・審議を行います。



2 計画の進行管理と見直し

本計画の施策を効果的に推進していくため、「千葉市健康づくり推進協議会食育推進部会」において、本計画の推進状況の確認と評価を、定期的に審議し、これを踏まえた施策の見直し、課題の検討、評価を実施します。

また、本計画は食育基本法の基本理念と方向性に従い、作成時点での諸情勢を踏まえて作成したものです。国内外の社会経済情勢や、食育をめぐる諸情勢の変化、目標の達成状況や施策の推進状況等によって、計画の見直しが必要となることもあります。

このため、本計画では、必要に応じて見直しを検討するなど、柔軟に対応していきます。

資料編

1 千葉市健康づくり推進協議会 食育推進部会

委員名簿

(50 音順、敬称略)

所 属 等	氏 名
生活協同組合コープみらい千葉県本部	安達 浩二
日本チェーンストア協会関東支部	安藤 裕子
千葉市 P T A 連絡協議会	泉 重 博
千葉市食生活改善協議会	市橋 由美子
千葉市保育協議会	宇野 直樹
一般社団法人 千葉市医師会	大濱 洋一
千葉市小中学校長会	齊藤 久美子
千葉市畜産協会	斎藤 昌雄
千葉みらい農業協同組合	佐久間 正明
公益社団法人千葉県栄養士会千葉地域事業部	篠原 雅子
一般社団法人 千葉県歯科衛生士会	高澤 みどり
公益社団法人千葉市幼稚園協会	鶴岡 姫美子
一般社団法人 千葉市歯科医師会	永井 一宗
公募委員	長谷川 喜美子
公益社団法人 千葉市食品衛生協会	森川 岩 視
千葉県立保健医療大学・東京栄養食糧専門学校	渡邊 智子

2 食育基本法の概要

1. 目的

国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とする。

2. 関係者の責務

- (1)食育の推進について、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者、国民等の責務を定める。
- (2)政府は、毎年、食育の推進に関して講じた施策に関し、国会に報告書を提出する。

3. 食育推進基本計画の作成

- (1)食育推進会議は、以下の事項について食育推進基本計画を作成する。
 - ①食育の推進に関する施策についての基本的な方針
 - ②食育の推進の目標に関する事項
 - ③国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
 - ④その他必要な事項
- (2)都道府県は都道府県食育推進計画、市町村は市町村食育推進計画を作成するよう努めなければならない。

4. 基本的施策

- ①家庭における食育の推進
- ②学校、保育所等における食育の推進
- ③地域における食生活の改善のための取組みの推進
- ④食育推進運動の展開
- ⑤生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- ⑥食文化の継承のための活動への支援等
- ⑦食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

5. 食育推進会議

- (1)農林水産省に食育推進会議を置き、会長（農林水産大臣）及び委員（関係大臣、有識者）25人以内で組織する。
- (2)都道府県に都道府県食育推進会議、市町村に市町村食育推進会議を置くことができる。

食育

法の中では、「食育」を次のように位置づけています。

- 生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるべきもの
- 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てること

3 第4次食育推進基本計画の概要

- 食育基本法（平成 17 年 6 月 17 日法律第 63 号）第 16 条に基づき、「食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」に、食育推進会議（関係閣僚、民間有識者で構成）が作成
- 平成 18 年 3 月に最初の計画を作成（平成 18 年度から 22 年度まで）し、第 4 次では令和 3 年度から 7 年度までのおおむね 5 年間の計画期間

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

1. 重点事項

- （1）生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
- （2）持続可能な食を支える食育の推進
- （3）「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

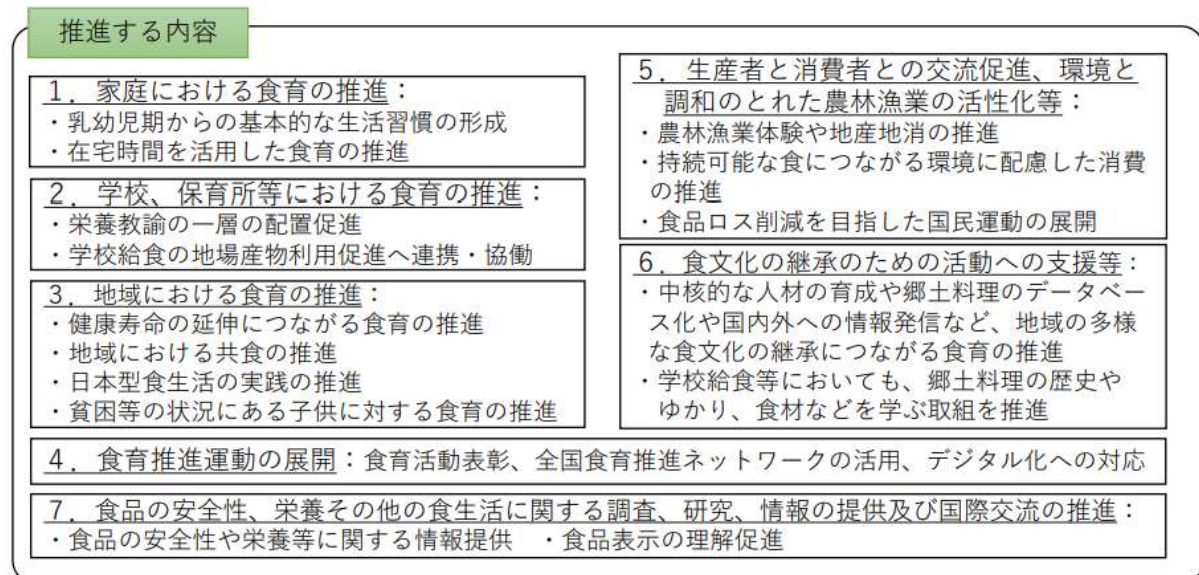
2. 基本的な取組方針

- （1）国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- （2）食に関する感謝の念と理解
- （3）食育推進運動の展開
- （4）子供の食育における保護者、教育関係者等の役割
- （5）食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- （6）我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- （7）食品の安全性の確保等における食育の役割

第2 食育の推進の目標に関する事項

	項目	現状値	目標値
1	食育に関心を持っている国民の割合	83.2%	90%以上
2	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週9.6回	週11回以上
3	地域等で共食したいと思う人が共食する割合	70.7%	75%以上
4	朝食を欠食する子ども（小学生）の割合	4.60%	0%
5	朝食を欠食する若い世代の割合	21.5%	15%以下
6	栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数	月9.1回※	月12回以上
7	学校給食における地場産物を使用する割合（金額ベース）を現状値（R1）から維持・向上した都道府県の割合	—	90%以上
8	学校給食における国産食材を使用する割合（金額ベース）を現状値（R1）から維持・向上した都道府県の割合	—	90%以上
9	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合	36.4%	50%以上
10	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	27.4%	40%以上
11	1日当たりの食塩摂取量の平均量	10.1g※	8g以下
12	1日当たりの野菜摂取量の平均値	280.5g※	350g以上
13	1日当たりの果物摂取量100g未満の者の割合	61.6%※	30%以下
14	生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実施する国民の割合	64.3%	75%以上
15	ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合	47.3%	55%以上
16	食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数	36.2万人	37万人以上
17	農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合	65.7%	70%以上
18	産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	73.5%	80%以上
19	環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	67.1%	75%以上
20	食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合	76.5%	80%以上
21	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合	50.4%	55%以上
22	郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合	44.6%	50%以上
23	食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合	75.2%	80%以上
24	推進計画を作成・実施している市町村の割合	87.5%	100%

第3 食育の総合的な促進に関する事項



第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 多様な関係者の連携・協働の強化
2. 地方公共団体による推進計画に基づく施策の促進とフォローアップ
3. 積極的な情報提供と国民の意見等の把握
4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用
5. 基本計画の見直し

4 用語説明

【あ】

◇栄養教諭：学校における食育の推進の中核的な役割を担う立場として、平成 17 年に設けられた。職務として、食に関する指導（児童生徒の個別指導、学級担任等と連携した集団指導、職員、家庭、地域の連絡調整）と給食管理（栄養管理、衛生管理、検食、物資管理等）を一体のものとして行う。

◇エシカル消費：消費者それぞれが、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・環境・地域に配慮し、各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援したりしながら消費活動を行うこと。「エシカル（ethical）」とは「倫理的」「道徳的」という意味。人・社会への配慮としては「フェアトレード商品を選ぶ」「障害者の自立支援につながる商品を選ぶ」など、環境への配慮としては「買い物にマイバッグを持参する」「エコ商品を選ぶ」など、地域への配慮としては「地元で作られた商品を選ぶ（地産地消）」「被災地の産品を購入することで復興を応援する」などがある。

◇オーラルフレイル：老化に伴う様々な口腔の状態の変化に、口腔の健康への関心の低下や心身の予備能力低下も重なり、口腔の脆弱性が増加し、食べる機能障害へ陥り、さらにはフレイルに影響を与え、心身の機能低下にまでつながる一連の現象および過程。

【か】

◇学校栄養職員：学校に勤務する栄養士であり、学校給食指導、調理従事員や施設等の衛生管理、学校給食の検食、学校給食用の物資の選定、購入、検収、保管、及び学校給食の食事内容や児童生徒の食生活の改善に関わる調査研究等を行うことを職務とする。

◇給食施設：病院や学校、保育所など特定多数の人を対象に食事を提供する施設で、本市では、保健所に届け出のある 1 回 50 食、1 日 100 食以上の食事を提供する給食施設を指導対象としている。

◇郷土食：それぞれの地域の産物を上手に活用し、その風土に合った食べ物としてつくられ、伝えられてきたもの。

◇欠食：食事をとらないこと。

◇口腔機能：食べ物を食べる（口に取り込む、噛む、味わう、飲み込む）、話す、笑う（豊かな表情）、息をするなどの口が担う機能の総称。

【さ】

◇歯周病：歯の周りの組織（歯肉、歯を支える骨など）に炎症が起きる病気の総称。歯と歯肉の間から入った歯周病菌が、歯肉に炎症をひき起こし、進行すると、歯を支える骨を壊してしまう病気。

◇主菜：たんぱく質の供給源である肉、魚、卵、大豆及び大豆製品等を主材料とする料理。

◇主食：炭水化物等の供給源である米、パン、麺を主材料とする料理。

◇食品関連事業者：食品の製造、加工、流通、販売、食事の提供等を行う事業者及び関係団体。

◇食品表示法：食品衛生法、JAS法（旧：農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）及び健康増進法の3つの法律の食品の表示に係る規定を一元化したもの

◇咀嚼^そしゃく：食物を歯で噛み砕き、唾液を分泌させて食物とよく混ぜ合わせ、飲み込みやすくすること。

【た】

◇地産地消：地域で生産された農畜産物を地域で消費する。

◇地産地消推進店（つくたべ推進店）登録制度：地産地消に取り組む、または支えてくれる事業者を消費者へ分かりやすく伝えるため、市が「地産地消推進店（つくたべ推進店）」として登録・公開する制度。

◇低栄養：体を維持する「たんぱく質」と活動するための「エネルギー」が不足した状態。高齢期は、食が細くなりやすく、また、咀嚼^そしゃくや飲み込む機能が低下するなど、食事の量が少なくなり低栄養になりやすい。

◇適正体重：BMIが22になるときの体重のことで、最も病気になりにくい状態であるとされている。

BMI（肥満度）＝体重（kg）÷身長（m）÷身長（m）

BMI 25.0 以上は肥満、18.5 未満はやせ。

【な】

◇中食^{なかしょく}：持ち帰りの惣菜や弁当、出前など、家庭外で調理された食品を家庭内でとる食事形態。家庭で素材から調理する意味の「内食」、飲食店など外出先で食事をする意味の「外食」との中間にある食事形態として、「中食」といわれている。

◇生ごみ資源化アドバイザー：生ごみの減量及び資源化に積極的に取り組み、かつ所定の要件を満たした方を、生ごみ資源化アドバイザーとして登録し、町内自治会等が行う、生ごみの減量や資源化推進を目的とした学習会・研修会などの活動に派遣し、助言・技術指導等を行う。

◇認定こども園：教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さをあわせもっている施設。

【は】

◇H A C C P（ハサップ）：Hazard Analysis Critical Control Point の略称で危害分析重要管理点のことで製品の安全を確保する衛生管理の手法である。

◇副菜：ビタミン、ミネラル、食物繊維等の供給源である野菜、いも、豆類（大豆を除く）、きのこ、海藻等を主材料とする料理。

◇フレイル：加齢とともに、心身の活力（例えば筋力や認知機能等）が低下し、生活機能障害、要介護状態、そして死亡などの危険性が高くなった状態。

◇保育所における食育に関する指針：平成 16 年 3 月に作成された保育所保育指針を基本とした「食育の計画」作成のためのガイドライン。健康で質の高い生活を送る基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを保育所の目標とし、
子どもの発達段階に応じた食育のねらい・配慮事項等が記述されている。

【ま】

◇有機農産物：農薬や化学肥料に頼らず、環境への負荷をできる限り少なくする方法で生産されるもの。

【ら】

◇ライフコース：現在の健康状態がこれまでの生活習慣や社会環境等の影響を受ける、例えば若年の時の習慣が、高齢になった時の健康状態に影響するといったこと。

◇ライフステージ：年齢にともなって変化する生活段階、年代別の生活状況のこと。

◇リスクコミュニケーション：あるリスクについて関係者間で情報を共有したり、対話や意見交換を通じて意思の疎通をすること。

【わ】

◇ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）：性別を問わずあらゆる世代が、仕事と家庭生活の両方で、調和のとれた生活を送ること。

5 数値目標出典一覧

- A 食育に関するアンケート調査
(令和 4 (2022) 年度 千葉市保健福祉局健康福祉部健康推進課)
- B 朝食及び共食状況調査
(令和 4 (2022) 年度 千葉市こども未来局幼児教育・保育部幼保指導課)
- C 学校給食に関する調査
(令和 4 (2022) 年度 千葉市教育委員会事務局学校教育部保健体育課)
- D 千葉市の健康づくり(生活習慣等)に関するアンケート調査
(令和 3 (2021) 年度 千葉市保健福祉局健康福祉部健康推進課)
- E 定期健康診断実績
(令和 3 (2021) 年度 千葉市教育委員会事務局学校教育部保健体育課)
- F 千葉市の健康づくり(食習慣)に関するアンケート調査
(令和 3 (2021) 年度 千葉市保健福祉局健康福祉部健康推進課)
- G 千葉市国民健康保険特定健康診査・後期高齢者健康診査実績
(令和 4 (2022) 年度 千葉市保健福祉局健康福祉部健康推進課)
- H 学校給食における千産千消デー(11 月)報告
(令和 4 (2022) 年度 千葉市教育委員会事務局学校教育部保健体育課)
- I 学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査
(令和 4 (2022) 年度 文部科学省)
- J 2022 年度第 2 回 WEB アンケート調査報告書
(令和 4 (2022) 年度 千葉市市民局市民自治推進部広報広聴課)
- K ごみ組成分析調査結果
(令和 4 (2022) 年度 千葉市環境局資源循環部廃棄物対策課)
- L 児童生徒の食生活実態調査
(令和 3 (2021) 年度 千葉市栄養教職員会)

- M 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査
（令和 4（2022）年度 千葉市保健福祉局高齢福祉部高齢福祉課）
- N 事業実績
（令和 5（2023）年度 千葉市保健福祉局健康福祉部健康推進課）

6 千葉市健康づくり推進協議会設置条例

平成 22 年 3 月 23 日

条例第 37 号

(設置)

第 1 条 本市は、市民の健康づくりの総合的かつ効果的な推進に関する事項を調査審議するため、千葉市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 健康増進計画に関する事項
- (2) 健康づくりのための事業の推進に関する事項
- (3) 健康づくりのための環境整備に関する事項
- (4) その他市民の健康づくりに関する事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 40 人以内で組織する。

2 協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 保健医療関係事業に従事する者
- (2) 学識経験者
- (3) 市民団体の代表者
- (4) その他市長が適当と認める者

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

7 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員で組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

6 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

7 第4条第4項、第5条及び前条の規定は、部会について準用する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

第4次千葉市食育推進計画
令和6（2024）～令和9（2027）年度
発行年月：令和6年3月
編集・発行：千葉市保健福祉局 健康福祉部 健康推進課
〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1
電話：043（245）5223
FAX：043（245）5659